

第 1 2 4 回神河町議会定例会に提出された議案

○町長提出議案

報告第 2 号	専決処分の報告の件（交通事故に係る損害賠償の額の決定及びその和解）
報告第 3 号	専決処分の報告の件（交通事故に係る損害賠償の額の決定及びその和解）
報告第 4 号	専決処分の報告の件（交通事故に係る損害賠償の額の決定及びその和解）
報告第 5 号	専決処分の報告の件（交通事故に係る損害賠償の額の決定及びその和解）
報告第 6 号	専決処分の報告の件（交通事故に係る損害賠償の額の決定及びその和解）
報告第 7 号	令和 6 年度神河町一般会計予算繰越明許費に係る繰越計算書の報告の件
諮問第 2 号	人権擁護委員の推薦につき意見を求める件
第 4 8 号議案	専決処分をしたものにつき承認を求める件（神河町税条例の一部を改正する条例）
第 4 9 号議案	専決処分をしたものにつき承認を求める件（神河町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
第 5 0 号議案	専決処分をしたものにつき承認を求める件（令和 6 年度神河町一般会計補正予算（第 9 号））
第 5 1 号議案	専決処分をしたものにつき承認を求める件（令和 7 年度神河町一般会計補正予算（第 1 号））
第 5 2 号議案	中播公平委員会委員の選任の件
第 5 3 号議案	神河町農村環境改善センター設置条例を廃止する条例制定の件
第 5 4 号議案	神河町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定の件
第 5 5 号議案	神河町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定の件
第 5 6 号議案	神河町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例制定の件
第 5 7 号議案	姫路市中播消防署北部出張所建替工事請負契約の件
第 5 8 号議案	神河町立寺前幼稚園長寿命化改良工事請負契約の件
第 5 9 号議案	令和 7 年度神河町一般会計補正予算（第 2 号）
第 6 0 号議案	令和 7 年度神河町ケアステーション事業特別会計補正予算（第 1 号）
第 6 1 号議案	令和 7 年度神河町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
第 6 2 号議案	令和 7 年度神河町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）

第 6 3 号議案	令和 7 年度神河町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
第 6 4 号議案	令和 7 年度神河町訪問看護事業特別会計補正予算（第 1 号）
第 6 5 号議案	令和 7 年度神河町水道事業会計補正予算（第 1 号）
第 6 6 号議案	令和 7 年度神河町下水道事業会計補正予算（第 1 号）
第 6 7 号議案	令和 7 年度公立神崎総合病院事業会計補正予算（第 1 号）
第 6 8 号議案	財産処分の件

神河町告示第110号

第124回神河町議会定例会を次のとおり招集する。

令和7年6月3日

神河町長 山 名 宗 悟

1 期 日 令和7年6月11日

2 場 所 神河町役場 議場

○開会日に応招した議員

小 島 義 次

木 村 秀 幸

小 寺 俊 輔

廣 納 良 幸

安 部 重 助

吉 岡 嘉 宏

松 岡 宣 彦

藤 森 正 晴

藤 原 資 広

栗 原 廣 哉

澤 田 俊 一

○応招しなかった議員

な し

令和 7 年 第124回（定例）神 河 町 議 会 会 議 録（第 1 日）

令和 7 年 6 月11日（水曜日）

議事日程（第 1 号）

令和 7 年 6 月11日 午前 9 時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸報告
- 日程第 4 報告第 2 号 専決処分の報告の件（交通事故に係る損害賠償の額の決定及びその和解）
- 日程第 5 報告第 3 号 専決処分の報告の件（交通事故に係る損害賠償の額の決定及びその和解）
- 報告第 4 号 専決処分の報告の件（交通事故に係る損害賠償の額の決定及びその和解）
- 報告第 5 号 専決処分の報告の件（交通事故に係る損害賠償の額の決定及びその和解）
- 日程第 6 報告第 6 号 専決処分の報告の件（交通事故に係る損害賠償の額の決定及びその和解）
- 日程第 7 報告第 7 号 令和 6 年度神河町一般会計予算繰越明許費に係る繰越計算書の報告の件
- 日程第 8 諮問第 2 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求める件
- 日程第 9 第48号議案 専決処分をしたものにつき承認を求める件（神河町税条例の一部を改正する条例）
- 日程第10 第49号議案 専決処分をしたものにつき承認を求める件（神河町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 日程第11 第50号議案 専決処分をしたものにつき承認を求める件（令和 6 年度神河町一般会計補正予算（第 9 号））
- 日程第12 第51号議案 専決処分をしたものにつき承認を求める件（令和 7 年度神河町一般会計補正予算（第 1 号））
- 日程第13 第52号議案 中播公平委員会委員の選任の件
- 日程第14 第53号議案 神河町農村環境改善センター設置条例を廃止する条例制定の件
- 日程第15 第54号議案 神河町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第16 第55号議案 神河町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定の件

日程第17	第56号議案	神河町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例制定の件
日程第18	第57号議案	姫路市中播消防署北部出張所建替工事請負契約の件
日程第19	第58号議案	神河町立寺前幼稚園長寿命化改良工事請負契約の件
日程第20	第59号議案	令和7年度神河町一般会計補正予算（第2号）
日程第21	第60号議案	令和7年度神河町ケアステーション事業特別会計補正予算（第1号）
日程第22	第61号議案	令和7年度神河町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
日程第23	第62号議案	令和7年度神河町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）
日程第24	第63号議案	令和7年度神河町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
日程第25	第64号議案	令和7年度神河町訪問看護事業特別会計補正予算（第1号）
日程第26	第65号議案	令和7年度神河町水道事業会計補正予算（第1号）
日程第27	第66号議案	令和7年度神河町下水道事業会計補正予算（第1号）
日程第28	第67号議案	令和7年度公立神崎総合病院事業会計補正予算（第1号）

本日の会議に付した事件

日程第1	会議録署名議員の指名	
日程第2	会期の決定	
日程第3	諸報告	
日程第4	報告第2号	専決処分の報告の件（交通事故に係る損害賠償の額の決定及びその和解）
日程第5	報告第3号	専決処分の報告の件（交通事故に係る損害賠償の額の決定及びその和解）
	報告第4号	専決処分の報告の件（交通事故に係る損害賠償の額の決定及びその和解）
	報告第5号	専決処分の報告の件（交通事故に係る損害賠償の額の決定及びその和解）
日程第6	報告第6号	専決処分の報告の件（交通事故に係る損害賠償の額の決定及びその和解）
日程第7	報告第7号	令和6年度神河町一般会計予算繰越明許費に係る繰越計算書の報告の件
日程第8	諮問第2号	人権擁護委員の推薦につき意見を求める件
日程第9	第48号議案	専決処分をしたものにつき承認を求める件（神河町税条例の一部を改正する条例）
日程第10	第49号議案	専決処分をしたものにつき承認を求める件（神河町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

日程第11	第50号議案	専決処分をしたものにつき承認を求める件（令和6年度神河町一般会計補正予算（第9号））
日程第12	第51号議案	専決処分をしたものにつき承認を求める件（令和7年度神河町一般会計補正予算（第1号））
日程第13	第52号議案	中播公平委員会委員の選任の件
日程第14	第53号議案	神河町農村環境改善センター設置条例を廃止する条例制定の件
日程第15	第54号議案	神河町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定の件
日程第16	第55号議案	神河町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定の件
日程第17	第56号議案	神河町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例制定の件
日程第18	第57号議案	姫路市中播消防署北部出張所建替工事請負契約の件
日程第19	第58号議案	神河町立寺前幼稚園長寿命化改良工事請負契約の件
日程第20	第59号議案	令和7年度神河町一般会計補正予算（第2号）
日程第21	第60号議案	令和7年度神河町ケアステーション事業特別会計補正予算（第1号）
日程第22	第61号議案	令和7年度神河町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
日程第23	第62号議案	令和7年度神河町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）
日程第24	第63号議案	令和7年度神河町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
日程第25	第64号議案	令和7年度神河町訪問看護事業特別会計補正予算（第1号）
日程第26	第65号議案	令和7年度神河町水道事業会計補正予算（第1号）
日程第27	第66号議案	令和7年度神河町下水道事業会計補正予算（第1号）
日程第28	第67号議案	令和7年度公立神崎総合病院事業会計補正予算（第1号）

出席議員（11名）

1 番	小 島 義 次	7 番	松 岡 宣 彦
2 番	木 村 秀 幸	8 番	藤 森 正 晴
3 番	小 寺 俊 輔	9 番	藤 原 資 広
4 番	廣 納 良 幸	11 番	栗 原 廣 哉
5 番	安 部 重 助	12 番	澤 田 俊 一
6 番	吉 岡 嘉 宏		

欠席議員（なし）

欠 員（１名）

事務局出席職員職氏名

局長 高 内 教 男 主査 鶴 野 雄二郎

説明のため出席した者の職氏名

町長	山 名 宗 悟	建設課長	藤 原 寿 一
副町長	前 田 義 人	地籍課長	中 野 友 純
教育長	中 野 憲 二	上下水道課長	谷 総 和 人
総務課長	平 岡 万寿夫	健康福祉課長	藤 原 栄 太
総務課参事兼財政特命参事兼病院改革推進室長	黒 田 勝 樹	健康福祉課参事兼保健師事業特命参事	木 村 弘 美
税務課長	中 島 宏 之	会計管理者兼会計課長	
住民生活課長	井 出 博		北 川 由 美
住民生活課参事兼防災特命参事	藤 原 一 宏	町参事兼事務長	高 階 正 三
農林政策課長	前 川 穂 積	病院総務課長兼施設課長	井 上 淳一朗
農林政策課参事兼山・川・田園再生特命参事	岩 田 勲	教育課長兼給食センター所長	児 島 浩 司
ひと・まち・みらい課長	石 橋 啓 明		
ひと・まち・みらい課参事兼商工観光特命参事	高 橋 吉 治		

議長挨拶

○議長（澤田 俊一君） 皆さん、おはようございます。

開会に先立ちまして、一言御挨拶を申し上げます。

一昨日、近畿地方が梅雨入りいたしました。昨今の気候変動の影響により、全国各地で予測困難な豪雨災害が毎年のように発生しております。５月３１日には、地域防災の共助を担う自主防災かみかわの総会が開催されました。講演会では、講師の方から大規模災害発生時における公助の限界が指摘され、まずは自らと家族の命を守る自助の重要性が強調されました。災害から住民の生命と財産を守ることは、行政の最優先の責務であります。各集落において策定された地区防災計画に基づく自助及び共助の取組がしっかりと機能するように、神河町地域防災計画に定められた各種対策を着実に推進していただきますよう、改めてお願いしておきます。

さて、本日ここに第１２４回神河町議会定例会が招集されましたところ、議員各位並

びに町執行部の皆様におかれましては、定刻までに御参集を賜り開会できますことは、町政のため誠に御同慶の至りに存じます。

今次定例会に付議されます案件は、後ほど議会運営委員長から報告がありますが、専決処分等の報告、人事案件、専決処分の承認、条例の廃止と一部改正、工事請負契約、各会計補正予算など、計 27 件であります。いずれも町政にとって重要な案件であります。議員各位におかれましては、町民の皆様の負託に応えるべく慎重審議に努めていただき、適正かつ妥当な結論が得られますようお願い申し上げまして、開会の挨拶とします。

町長挨拶

○町長（山名 宗悟君） おはようございます。

第 124 回神河町議会定例会の開会に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

日ごとに山の木々の緑が色濃くなり、爽やかな風を感じています。また、町内各地で、特に猪篠区の庭先や農道の脇一帯には、アジサイの淡いグラデーションを集中して見ることができる季節になりました。

アジサイの開花と併せて、今年の近畿地方は平年よりもやや遅い、9 日の梅雨入りとなりました。近年では台風に伴う大雨のほか、それ以外での大雨も警戒しなければならない状況がしばしば発生しています。これから梅雨入りとともに梅雨前線の発達に伴う線状降水帯の動きに注意しながら、最新の情報発信、早め早めの避難指示など、水防対策に努めてまいります。

さて、先月、5 月 17 日、はりま市川ライオンズクラブの 50 周年記念式典が開催され、その記念事業として神河町の子供たちの健やかな成長を願い、図書購入費として 50 万円を御寄贈いただきました。御寄贈いただいた図書購入費は、7 月にオープンします図書コミュニティ公園「桜空」に設置する児童書の購入費として有効に活用させていただきます。誠にありがとうございました。

続く 18 日には、第 17 回神河町消防操法訓練大会が開催され、ポンプ自動車の部優勝が栗賀南分団、準優勝が越知谷分団、小型ポンプの部優勝が小田原分団でありました。優勝、準優勝された分団はもとより、日頃から地域の安全を守るために御尽力いただいています団員の皆様、そして、その活動を支えてくださっている御家族や地域の皆様に心より感謝申し上げます。

6 月に入りまして、7 日土曜日には町内幼稚園、小学校の運動会が行われ、6 月での開催となって 2 回目の運動会でございます。当日は天候にも恵まれて、園児、児童の力いっぱいの演技に保護者の皆様はじめ、地域の皆様からの大きな声援で運動会を終えることができました。改めまして、御指導いただきました先生方をはじめ、御理解、御協力いただいた保護者の皆様に感謝申し上げます。

その夜には中村区、今週土曜日 14 日には犬見川で、それぞれほたる祭りが開かれま

す。毎年、神河町のこの美しい自然を楽しみに多くの方が訪れます。ぜひ皆様も豊かな自然とともに幻想的な光景を御堪能ください。

5月23日からは、第16回目となるブロック別町長懇談会を開催しています。既に6ブロックを終了して、長谷ブロックを残すのみとなりました。各地区、地域自治協議会の課題を共有し、次の政策に生かしてまいります。

さて、本日は、第124回神河町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位の御出席を賜り、議会が開催できますことを厚く御礼申し上げます。

今定例会には、報告6件、諮問1件、人事案件1件、条例制定、改正6件、契約案件2件、令和7年度一般会計ほか各会計補正予算11件など、計27件を提出させていただきます。

以上、議員の皆様にはよろしく御審議賜り、御承認賜りますようお願いを申し上げます。開会の挨拶とさせていただきます。

午前9時07分開会

○議長（澤田 俊一君） ただいまの出席議員数は11名であります。定足数に達していますので、第124回神河町議会定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

それでは、日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（澤田 俊一君） 日程第1、会議録署名議員の指名であります。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長から指名します。

9番、藤原資広議員、1番、小島義次議員、以上2名を指名します。

○議長（澤田 俊一君） 次の日程に入る前に、先般開かれました議会運営委員会の決定事項について報告を受けます。

安部重助議会運営委員長。

○議会運営委員会委員長（安部 重助君） おはようございます。議会運営委員長の安部です。議会運営委員会の報告をいたします。去る6月5日、議会運営委員会を開催し、今期定例会の議事運営について協議し、決定した事項を御報告申し上げます。

まず、会期の日程ですが、本日から6月24日までの14日間と決しております。

町長から提出されます議案は、専決処分の報告5件、繰越明許費に係る繰越計算書の報告1件、諮問1件、専決処分に係る承認4件、中播公平委員会委員の選任1件、条例を廃止する条例制定1件、条例の一部改正3件、工事請負契約2件、補正予算9件の計27件です。なお、議会からの提出議案、また、閉会中に受理した請願等はございませ

ん。

議事日程につきましては、お手元に配付しております日程表のとおりでございます。

本日、第1日目は、提案説明の後に質疑を行い、報告第2号から第7号については了承、諮問第2号、第48号議案から第58号議案については、討論の後、表決をお願いすることにしております。第59号議案の令和7年度一般会計補正予算（第2号）については、総務文教常任委員会に付託し、審査をお願いすることにしております。一般会計との関連のある第60号議案から第63号議案の各特別会計補正予算については、最終日に討論の後、表決としております。一般会計との関連がない第64号議案から第67号議案の各会計補正予算は、討論の後、表決をお願いすることにしております。

一般質問につきましては、事前に通知のとおり通告締切りを6月2日の午後3時とし、5名の議員から通告がありました。17日の定例会第2日目の9時30分から一般質問を行います。

24日の最終日は、総務文教常任委員会に付託しています議案の審査報告を受け、討論の後、表決をお願いすることにしております。

以上のとおり、今期定例会の会期日程及び議事日程について決定し、議長にお願いしております。議員各位には格段の御協力をお願い申し上げます。

以上で議会運営委員会の報告を終わります。

○議長（澤田 俊一君） 議会運営委員長の報告は終わりました。

それでは、日程に戻ります。

日程第2 会期の決定

○議長（澤田 俊一君） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、本日から6月24日までの14日間としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（澤田 俊一君） 御異議ないものと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日から6月24日までの14日間と決定しました。

日程第3 諸報告

○議長（澤田 俊一君） 日程第3、諸報告でございます。

監査委員より例月出納検査、行政監査及び随時監査の監査報告を提示していただいております。お手元にその写しを配付しておりますので、御一読願います。

閉会中の主な事柄については、別紙一覧表として配付しております。

なお、各委員会の閉会中の活動状況については、各委員長より報告をしていただきます。

まず、総務文教常任委員会、藤原資広委員長、お願いします。

○総務文教常任委員会委員長（藤原 資広君） おはようございます。総務文教常任委員会委員長の藤原でございます。閉会中の５月２２日に総務文教常任委員会を開催し、所管事務について調査を行いましたので、お手元の開催結果報告書の中から主な項目について報告をいたします。

まず最初に、教育委員会関係です。

給食センター関係で、食育の取組に係る質疑でございます。地場産の食材使用率２５．３％とあるが、非常に少ないと感じている。農業法人にもっと野菜の生産に関わってもらえるよう農林政策課等と話し合ったのかの問いに対しまして、地産給食生産者連絡会の小林コーディネーターを通じて地場産物を納入していただいているが、農業団体には既に声をかけられ、納入できるものはできるだけ納入していただいている。使用率が減ってきているのは、高齢化による離農に加え、去年は非常に暑かったため野菜の出来も悪かったことが影響してると思っているとの答弁でございました。

次に、地産給食生産者連絡会が高齢化でなかなか生産が望めないのであれば、農業法人に少しでも野菜の生産に協力していただけないかお願いしてはどうかという問いに対しまして、地場産の食材使用率は３５％を目指している。高齢化によってなかなか生産が進まない現状の中、昨年度は担い手農家をお願いをして有機野菜などの栽培に取り組んでいただいた。少し付加価値のついた有機野菜などの生産により、給食センターだけの使用ではなく、一般販売につなげていけたらということで農林政策課とも打合せをしているとの答弁でございました。

次に、昨年度から有機米と有機野菜の取組をしていただき、去年は給食に６回の提供だが、これを増やしていく考えはあるのか。また、こういう取組や食育の重要性はどのように子供たちや保護者に伝わっているのかの問いに対しまして、有機食材の使用回数については、米は生産量が増えれば使用回数も増えるが、野菜は収穫時期も違うので使用回数は限られてくる。生産者が納入くだされば、どんどん使っていきたい。ＰＲについては、献立表を活用してコメント欄に有機食材のＰＲを掲載しているとの答弁でございました。

給食関係の最後です。この取組が始まる前に、議会では有機農法などに取り組まれている方との意見交換会があった。そこで、１日３食のうち１食は給食なので、給食に有機食材を使うと体の３分の１は有機食材で育つこととなり、子供たちの健康が保たれるのではないかという考えが示された。栽培量の問題もあるのでなかなか難しいと思うが、そういう考えの下、今後、農林政策課と協議して有機食材の使用回数を増やしていく考えはないのかの問いに対しまして、町の施策として、昨年度から３年間、有機米と有機野菜の実証実験に取り組んでいるが、農林政策課では慣行米と慣行野菜も施策として取り組んでおり、それらも十分に安全安心な食材と認識している。有機だけを望まれる声もあるが、やはり慣行米などの栽培量のほうが圧倒的に多いので、生産者を支えるという意味では、生産割合に応じた納入が望ましいと考えているとの答弁でございました。

次に、学校教育関係でございます。

小学校の適正規模・適正配置についての関連でございます。長谷小学校を考える会の関係で、特定地域選択制の導入について、地域から一定の理解を得ることができているとのことだが、7人の児童の保護者は特定地域選択制の導入について了承したと理解してよいのかの問いに対しまして、3月に新旧PTA役員会で説明し、おおむね理解が得られたと考えているという答弁でございました。

次に、長谷小学校の児童が寺前小学校に行く、また、寺前小学校が合わないから翌年度、長谷小学校に転校するというのはあり得るのかの問いに対しまして、特定地域選択制については猪名川町を参考にしている。猪名川町は一度選択すると元の学校には戻れないとされている。寺前小学校を選択された児童が元の学校に戻れるかどうかというところは、現在、教育委員会で検討中で未確定であるという答弁でございました。

GIGAスクールの取組についての質疑でございます。今年度、GIGAスクールで使用しているタブレットの更新があるが費用はどのぐらいかかるのかの問いに対しまして、5年リース契約となっており、中学校が今年度は6か月分で約48万円弱、5年で約478万円、小学校が今年度は6か月分で約93万円弱、5年間で約927万円必要との答えでございました。

次に、社会教育関係でございます。

施設の運営・維持管理の状況についての質疑でございます。神崎公民館、神崎体育センター跡地の防災公園整備工事設計とあるが、どのような形の公園整備をしようと考えているのかの問いに対しまして、神崎公民館、神崎体育センターの取壊しは令和8年度以降で考えている。その後、防災拠点施設のような活用方法を考えている。大きくはないが備蓄倉庫であったりトイレであったり、あずまやの設置といった防災発生時に活用できるような防災公園的なものをイメージしているという答弁でございました。

次に、温水プール関係でございます。チラーが故障しており14基中6基の稼働となっているが、何基稼働したら温水プールは維持できるのかの問いに対しまして、チラーはプールの水温だけではなく、施設の温度管理も行っている。当施設は非常に外壁温度の影響を受けやすい建物で、昨年度の冬は7基動いていたが室温が上がらず、数日間の臨時休館を行った。現在6基なので、昨年度のような外気温になれば、今年度も臨時の休館日を設定しないといけないと考えているとの答弁でございました。

次に、さらに1基でも壊れたら温水プールは使えないという理解でよいのかの問いに対しまして、外気温が昨年度のように低くなると臨時休館も考えられる。場合によっては冬季閉館であったり、月で閉館期間を設けるなどの検討をする必要がある。利用者の満足度は高い施設だと思うので、何とか営業を続ける方向でいろいろな面から考えていきたいとの答弁でございました。

次に、歴史文化遺産保存活用地域計画の取組状況関係でございます。町史がようやく発刊される。第1巻の頒布価格が3,000円とのことだが、公費で関係機関等へ配布さ

れる冊数と有料頒布の冊数は想定されていると思う。その冊数を教えてほしい。また、頒布はいつ頃から始まるのかの問いに対しまして、第1巻については500冊を有料販売分としている。余分に300冊を作り、町制20周年記念事業の記念品としてお渡しする予定でいる。一般販売については、その日以降がよいと考えているという答弁でございました。

次に、図書コミュニティ公園関係でございます。3月の予算特別委員会で桜空へのコミュニティバスの乗り入れとバス停設置の意見が出ていた。子供たちが国道を渡って施設へ入るより、施設内にバスが入ったほうがよいのではという意見で、回答は検討したいとのことだった。7月のオープンに向けて検討状況はどうなってるのかの問いに対しまして、バスの乗り入れについては検討できていない。現場を見ると、国道を渡る箇所に横断歩道がないので、安全確保という意味ではバスに入っていただきたいところはある。コミュニティバス担当のひと・まち・みらい課と相談していくとの答弁でございました。

次に、7月オープンまでに調整しようとしても時期的に間に合わない。当初の計画では、NTT施設の北側にバスが入るスペースがある。国道からの入り口が狭いという話もあったが、設置者として利用者のことを考えると、コミュニティバスをロータリーまで入れて、安全に公園を利用できるようにするべきだと思う。早急にコミュニティバスを入れる方向で調整をお願いしたいの問いに対しまして、担当課と調整、協議を行っていききたいという答弁でございました。

次に、公民館関係でございます。

神崎公民館に社会教育分野の文化財や歴史関係の資料がかなり残っている。その行き先をどう考えているのか。また、大ホールにあるピアノは開館してすぐに地元の企業から寄附していただき、長年使い込まれた本当にいい音が出るピアノだと聞くが、その行き先も教えてほしいの問いに対しまして、文化財の移転先の候補場所として、銀の馬車道交流館の2階を考えている。大ホールにあったピアノについては神崎保育園に移設予定との報告を受けたが、後日、ピアノについては移設先が未定である旨の修正説明を受けております。

次に、税務課関係でございます。

外国人で課税対象になるのはどんな場合か。その方たちに対して納税についてどの程度周知されているのかの問いに対しまして、1月1日時点で神河町に住んでる方に課税している。未納で残っているのは、1月1日以前に転入され、5月の町県民税の課税時期までに転出された方である。外国人が転入された場合、就労される事務所の経理担当の方を納税管理者として選任いただくが、課税通知を送付する前に転出されてしまっている、それができていない状況で未納として残ってしまった。周知については、外国人向けに英語で表記しているチラシを配布しており、内容も理解していただけるものと思っているという答弁でございました。

次に、外国人が就職される場合、雇用主が給料を払うときに税金を徴収するなど外国人就労者に対して取決め等があるのではとの問いに対しまして、現在、賦課した後に海外に転出された場合、事業所から情報の提供があれば、残っている未納分を一括徴収することにしている。一括徴収ができない場合は、事業所に納税管理人申告書の提出を求め、納税していただくように進めていこうと考えているという答弁でございました。税務課から、添付資料のとおり、税務課が所管する不納欠損処理の報告を受け、全員が了承いたしました。

次に、会計課は特にございませんでした。

次に、総務課関係でございます。

防災行政無線の合成音声についての質疑でございます。詐欺に対する注意喚起について合成音声で放送しているが、緊急を要する際は人間味のない放送ではなく、人の声で放送すべきだと複数の町民から聞いている。担当の住民生活課にも伝えているが、その辺りよく考えてほしいとの問いに対しまして、緊急性があるものは人の声というところはあると思う。ただ、合成音声はデータを差し込むとすぐに放送できるといった利便性もある。住民生活課とは緊急性を伝える放送は人の声といった話をしているという答弁でございました。

次に、告知放送を合成音声にとの話だが、NHKのニュースも合成音声で放送しているが、やはり肉声での放送は訴え方や感じ方が違う。その辺りをまた検討してほしいとの問いに対しまして、ケーブルテレビの文字放送は既に合成音声で放送しているが、同様に朝と夜の定時放送も合成音声で放送したいと考えている。6月の区長会でLINE登録についてお願いしようと思っている。登録いただくと毎日夜7時半に定時放送の内容がLINEに届き、URLをクリックしてもらおうと詳細を見てもらえるシステムとなっている。そのように定時放送はいろんなサービスを提供していることもあり、合成音声による放送を検討しているとの答弁でございました。

次に、ケーブルテレビ・インターネットの運営事業に関する問いでございます。ケーブルテレビの今後について、姫路ケーブルテレビとIRU契約を行い、サービス提供していく内容の提案説明を受けての質疑です。

自主放送番組をどのようにしていくかという中で、防災機能として文字放送は残していくということだが、現在、ケーブルテレビからの端子が役場に来ており、場合によっては町長が役場から直接防災の呼びかけをすることができる。今まであまり利用はなかったが、こういう機能は大事だと思う。また、議会として心配するのは、定例会や臨時会、特別委員会などの生中継は今後どうなるかといったこともある。場合によっては議会としても対応しなければいけない。その辺りの方針は出ているのかの問いに対しまして、議会の放送をどうするのかという方針は今のところ出ていない。何か番組や行事を放送したい場合、希望する動画を委託業者に撮ってもらい、放送することはできると認識しているので、今後そういったことも考えていきたいという答弁でございました。

次に、今後の移行スケジュールを見ると、来年4月に完全移行で、9月までに方向性を決定しなければならない。いろんな課題がある中、必要なものをどう移行するのか、リストを作って整理しながら進めてほしいの問いに対しまして、課題もたくさんあることは認識しているので、できるだけ早く業者と正式な協議に入り、課題を一つ一つ潰しながらやっていきたいという答弁でございました。

以上、質疑のあった主なものを報告いたしました。これで総務文教常任委員会の報告を終わります。

○議長（澤田 俊一君） 次に、民生福祉常任委員会、松岡宣彦委員長、お願いします。

○民生福祉常任委員会委員長（松岡 宣彦君） 皆さん、おはようございます。民生福祉常任委員会委員長の松岡です。閉会中の5月19日に民生福祉常任委員会を開催し、所管事務について調査を行いましたので、その主な項目について報告をいたします。お手元に配付しております民生福祉常任委員会開催結果報告書を御覧ください。

まず最初は、公立神崎総合病院です。主な質疑応答は次のとおりです。

経営戦略において、地域密着型多機能病院の推進として町の資源有効活用、急性期病院からの紹介、慢性期機能への取組、在宅機能の強化があるが、これらのうちで一番力を入れているのは何かという問いに対し、経営改善としては、急性期病院からの紹介によって患者を積極的に受け入れることが収入に一番直結すると考えている。一方、昨年度は、在宅機能の強化として訪問診療やレスパイト入院に力を入れ、町民から好評をいただいている。慢性期機能への取組は、慢性期患者を受け入れる病院が姫路周辺まで行かないとない状況の中で取り組んでいるが、受入れ人数が増えていくものではなく、かなり限定的なサービスであるので、窓口を広げる意味で取り組みたいと考えている。そして、町の資源有効活用とは、町の保健福祉等と連携しながらのデータベース作成や、施策的にいうと、例えばワクチン接種などいろいろあるので、連携を図ってやっていきたいとの答えでした。

基本戦略立案にダウンサイジングとあるが、これは入院病棟を減らすということか、それとも各診療科を縮小して病院そのものを縮小するというのかという問いに対し、外来患者推計は既に減少が認められ、病院の戦略として将来的なダウンサイジングを見据える必要はあるが、経営改善計画としては入院患者数はしばらく維持できるとしており、早急に進める必要はないと考えている。ただ、医師が1人しかいない診療科の産婦人科、歯科、眼科、小児科については医師の高齢化が進んでおり、採算性等も含めて、どういう形が一番いいかというところなど、問題意識を持って検討を進めているところであるという答えでした。

組織の課題、実行力のある組織づくりとは具体的にどういったことかという問いに対し、一番は職員の意識改革である。その取組として、経営改善計画を実施する中、院長とコンサルティング会社が主体となり、医師へのヒアリングや各部署の課題等を院長をはじめ幹部と現場職員でやり取りをして、共通認識を図ろうとしている。収支状況や入

院状況などを共有化し目標に向けた意思統一を図り、少しずつではあるが意識が変化してきたと感じている。さらに、今年度から総合戦略室を設け、病院全体で一段レベルの高い取組を進めていこうと考えているという答えでした。

それと、債権管理条例に基づき、令和6年度債権放棄について報告を受け、当委員会として承認いたしました。内容は、令和6年度債権放棄、外来診療費1件、8,200円です。

次に、健康福祉課です。主な質疑応答は次のとおりです。

町ぐるみ健診について、熱中症などに配慮して冷房が効かない越知谷アクティブセンターと長谷の町民体育館の利用者に対して、令和7年度に交通手段や受診のための配慮点についてアンケートを取り、令和8年度から大河内保健福祉センターと神崎支庁舎の2か所で実施されるようだが、利用者を見ると250名から利用されている。2か所だけにすることでいろいろと不都合が出てきそうだと思うが、送迎方法や開催日程等はどう考えているのかという問いに対し、交通の便については、アンケートで利用者の状況や意見を聞きたいと思っている。健診日については、1会場当たりのがん検診のバスの受入れ人数や会場のキャパシティを考えた上で健診日を増やしたり、医師会や厚生連、健診委託機関と相談しながら人数配置を調整したりしたいという答えでした。

熱中症対策であれば涼しい時期に実施することもできる。アンケートの結果次第では、2か所の存続もあり得るという理解でよいか。それとも経費やマンパワーの都合で2会場に集約する方向なのかという問いに対し、アンケートの結果で必ず廃止するものではないが、予算的なところでいえばがん検診は受診者25名が最低保証金額となり、越知谷会場や長谷会場、大河内保健福祉センターでは健診実施日の半分ぐらいが25人以下という現状にある。その辺りを含め、健診の効率化や皆さんの利便性を考えた上で健診会場を検討し、関係機関と調整して決定していきたいという答えでした。

続きまして、住民生活課です。主な質疑応答は次のとおりです。

防災無線・防犯対策について、町内で不審者が家庭を訪問し、詐欺まがいのことを言って回っているなので用心するようにという防災無線放送が流れたが、屋外でも聞くことができるように、屋外拡声子局で放送できないかという問いに対し、以前、屋外拡声子局からの放送の聞き取り調査のため一定期間に音楽を流した際、音が大きいのでどうにかならないかという苦情があった。また、都会部と違い細長い谷筋が多いので、全部の地域に放送が聞こえるようにするための整備は難しい。そこで、今年度中に整備する予定の防災アプリで放送内容が確認でき、スマートフォン対応を進めているので、そちらを利用していきたいとの答えでした。

続いて、クールチョイス、CO₂削減について、世界首長宣言までして2050年にはゼロカーボンを目指すとされているが、役場の公用車でさえ電化されていない車がある。公用車は全て電気自動車にするなどといった実際に効果のある施策をそろそろ打ち出してはと思う。今の様子では到底達成できるように思えないが、このペースで本当に

達成できるのかという問いに対し、御指摘のとおり今の調子では達成できるとは思えない。そこで、山の再生と併せた取組が大事かと思っている。今後は農林政策課と連携しながら、カーボンクレジットを利用した山の再生を進め、CO₂削減を目指していきたいという答えでした。

次に、中播北部クリーンセンターの事故について、3月に事故が発生してから随分時間がたつが、まだ事故の状況など全容が分かっていないというのもいかなものかという問いに対し、ネットニュース等ではいろいろと書かれているが、当事者である従業員の状態がまだ安定していないので、業務委託しているJFE環境サービス株式会社も本人とまだ面会できていない状況である。臆測で話ができないので、分かり次第報告するという答えでした。

最後に、上下水道課です。主な質疑応答は次のとおりです。

下水道処理区の統廃合について、福本処理区、栗賀南部処理区を貝野区へ統合する予定だが、現在の交渉の状況はどうかという問いに対し、現在調整中で、今後も協議を重ねていくという答えでした。

続いて、債権管理条例に基づき令和6年度債権放棄について報告を受け、当委員会として承認いたしました。内容は、令和6年度債権放棄、上水道使用料5件、37万3円、下水道使用料10件、118万1,157円、合計15件、155万1,160円でした。

以上、大変大まかな報告となりましたが、これ以上の項目につきましてはお手元の報告書にまとめておりますので、御確認ください。

なお、執行部におかれましては、会議録を読み返していただき、適切な事務執行をお願いいたします。

これで民生福祉常任委員会の開催結果の報告を終わります。以上です。

○議長（澤田 俊一君） 次に、産業建設常任委員会、藤森正晴委員長、お願いします。

○産業建設常任委員会委員長（藤森 正晴君） 産業建設常任委員長の藤森です。閉会中の委員会報告をいたします。委員会は、去る5月13日に開催をいたしました。

最初に、建設課の報告であります。

橋梁長寿命化修繕事業、令和6年度より繰り越していた栗橋（栗区）は9月末の完成予定です。令和7年度は、定期点検業務68橋、補修設計3橋、補修工事10橋を予定しています。

地方創生道整備推進交付金事業であります。地元との再協議により遅延しておりました鍛冶地内の町道光明寺線と町道コハウキ線は設計業務のやり直しが少し残っているので、終了次第、用地測量業務を進めていく予定ですとの報告であります。

次に、河川環境整備事業であります。河川敷内の除草や立竹木の伐採、河床整正等の河川環境整備事業は今年度で3年目を迎えます。各区からの要望も多くなってきました。可能な限り実施していきたいと考えていますとの報告であります。これに対して、質疑であります。竹やぶの伐採後、そのままでは元の竹やぶに戻ってしまうが、後の管

理はどうするのか、地元への管理を依頼する考えはあるのかの問いに対し、整備後の管理については地元と協議していきたい。特に竹を切った直後は、できるだけ地元対応で維持管理していただくようお願いしたいと考えているの回答であります。

次に、県道加美宍粟線改良についてであります。福本区から柏尾区までの自転車、歩行者の安全対策について確認をしました。質疑であります。今年、新学期に入り中学生と高校生の自転車の接触事故があった。この箇所は県の姫路土木事務所福崎事業所へ早期改良を要望しているが、対応が遅れている。事故等の実情を福崎事業所へ伝え、要望の早期達成を申し入れてほしいとの問いに対し、今までも数件の事故があった、そのたびに福崎事業所へ報告し、早期の改良をお願いしている。今年においては用地測量をしている状況であり、工事着手は少し先になると思っているとの回答であります。

次に、地籍課であります。

地籍調査事業は順調に進捗しています。質疑であります。事故防止対策はしっかりできているかの質疑に対して、事故内容を分析するとヒューマンエラー、人の不注意や準備不足が大きな要因であった。参加者全員に現地調査前に自己チェックシートでチェックをしてもらい、ヒューマンエラーを減らしていく取組を行っている。地元説明会においても時間をかけて説明をし、危機感を持って事故を抑制するような取組を行っていくとの回答であります。

次に、農林政策課であります。

農業振興の在り方についての質疑であります。就農人口が減っている中において、近年の温暖化により、高温障害を受けないように、気温が高くなる7月の終わり頃までに収穫する、または収穫を遅らせるなど収穫期をずらす方法や、農地の保全も踏まえた品種の導入などいろいろとあると思うが、農業振興の在り方についてどのように考えているのかの質疑に対し、昨年度に試験栽培を行った「つきあかり」は「コシヒカリ」よりも作期が早く、高温障害による乳白米等も少なく、収量も「コシヒカリ」より多い。作期の分散と併せて収量の確保を見込めるので、経営改善に役立つ米ではないかというところで取り組んでいる。できるだけ収入の多い状況をつくっていくことが、農地を維持していく上で非常に重要であると認識しているとの回答であります。

次に、有機農業推進の質疑であります。有機栽培の実証事業に協力していただいた農家の方々の反応はどんな感じかであります。反応は生産者ごとにいろいろある。一番大変なのは、実証事業なのでデータを取ることである。非常に面倒くさいということで、もう実証実験には参加しないという方もいらっしゃる。しかし、基本的に前向きな方が多く、特に野菜で減収補填があったところはリベンジするという意気込みで、既に植え付けされている。経費に対する価格で買ってもらえるのか、売れるのかが課題にはなってくるが、現時点ではやってもいいという方が多い状況であるの回答であります。

次、ひと・まち・みらい課であります。

J R播但線利用促進事業についてであります。J R長谷駅連絡道路の舗装修繕工事に

について、令和5年度に播但線利用促進の観点から修繕を行いました。数か月で補修が必要となりました。この舗装修繕は建設課が担当として実施し、建設課においても審議がなされました。

次に、その建設課における質疑応答であります。

最初の質疑であります。修繕箇所が1年もたたないうちに割れているが、合材など材料の検査はどのように行っているのかの質疑に対し、材料については基本的に材料承認願の書類を確認し、承認した合材を納入してもらっている。また、施工時に担当者が現場へ行き、目視で確認しているの回答であります。

次の質疑であります。割れた原因は湧水による地盤沈下ではないかと思う。このような現場ではコンクリート舗装がよいのではないかの質疑に対し、コンクリート舗装も一つの検討材料であると思っている。土質調査をした上でどちらが安価なのか、価格も含めて検討したいの回答であります。

次の質疑になります。1年未満で壊れてしまうアスファルト舗装ではなく、多少経費が高くついてもコンクリート舗装するしかないと思う。しっかり研究して、舗装が長もちするようなデータを出してほしいの質疑に対し、予想外のことであったが、二度と起きないように考えていきたいの回答であります。

これについてのまとめでございます。この舗装修繕については、土壌改良してもまた同じようなことになるかもしれないので、JRの専門機関である技術センターに根本的な原因の調査をお願いしています。時間がかかり今年度中は無理かもしれないとの回答をいただいておりますが、町としては調査結果を待って、トータルで効率のいい方法で工事を進めたい意向です。しかし、時間がかかるとなると町民の理解は厳しいと思われるので、早急な対応が求められます。

次に、企業誘致、サテライトオフィスの誘致であります。サテライトオフィス誘致は、昨年度は1社と包括連携協定書を締結し、今年度は4人の地域活性化起業人と協定書・委託契約書を交わしています。地域活性化起業人制度では派遣型と副業型があり、派遣型は企業が母体となって事業をやっていくもので企業と町が契約し、副業型は企業に在籍している個人が副業として事業を行うもので個人と町が契約するものです。今回は、4人のうち1人が派遣型、3人が副業型として国の地域活性化起業人制度を活用し、神河町にサテライトオフィスを設置するという最終目標を掲げ、事業計画を出していただいております。

委員会としては、単費は使わないと言いながら、公費を充当するので、それぞれの事業計画に沿った一定の成果を求め、その管理をしっかり行い、目標が達成できるように指導や連携をしていただきたいと思います。公費の無駄遣いは許されないと申し入れております。

次に、峰山高原浄化槽の改修工事であります。現在、峰山高原ホテルでは、浄化槽の機械類が故障し、仮設の浄化槽で対応しています。この浄化槽は、設置から既に49年が経過しているので、更新を行うものです。峰山高原滞在型健康づくり施設の建設及び

管理運営に係る県との覚書によりますと、大規模修繕等が必要になった場合は県が補助することも想定し、別途協議すると示されています。そこで、浄化槽改修工事に係る財源について、県の自然鳥獣共生課へ協議に行き、事前に市町振興課と過疎債等の協議をしている旨を説明しました。そして、浄化槽の更新については70%の交付税算入があるので、残り30%の財源について県と協議をして進めていくことになりました。さらに、起債対象外の仮設浄化槽の設置に係る経費についても協議のテーブルにのせてほしいをお願いをしております。今のところ、そのような状況で県との財政協議が進んでおります。

委員会報告は以上でございます。

それ以外の報告をいたします。

令和7年3月24日、現地調査を行いました。現地行った1つ目は、栗賀小学校跡地公園・図書コミュニティ施設の完成状況の視察を行っております。次に、神崎農村公園ヨーデルの森の雨漏り修復箇所の確認をいたしております。視察状況についてはタブレットに記載しております。御覧いただきたいと思います。

以上、これで産業建設常任委員会の報告を終わります。

○議長（澤田 俊一君） 次に、人権文化推進特別委員会、吉岡嘉宏委員長、お願いします。

○人権文化推進特別委員会委員長（吉岡 嘉宏君） 人権文化推進特別委員会委員長の吉岡嘉宏です。それでは、結果報告について申し上げます。

日時は、令和7年5月16日金曜日に行いました。主な質疑応答について、かいつまんで報告したいと思います。

まず、クエスチョン、杉の子学級の開級式と閉級式の様子を見て、1名の参加者ではありませんでしたが、1年ですごく成長されていたと感心をした。確認したいのが、神崎小学校のふれあい教室の内容について運営委員会等で支部長と意見交換などはされていますかという問いに、アンサー、随時、支部長と意見交換や相談をして進めている。

次のクエスチョン、杉の子学級の校外学習を踏まえて作成された舞鶴新聞を拝見したが、平和の尊さや平和への願いなど、しっかりと目的を持って見学に行かれた様子が書かれていて感心した。一方で、学校現場でのいじめが若干増えており、アンバランスな印象を受ける。この辺り、どう考えておられるか。アンサー、校外学習の一環で始まった舞鶴引揚記念館の訪問については、事前学習を行い、目的を持って訪問していただけた。先生方の指導のおかげと考えている。いじめについては、令和6年度は全国統計で過去最高となっており、比例して神河町も若干増えている。ささいなことでも報告いただき、問題が大きくなる前に早期発見、早期対応することを目指している。そのため、カウント件数は増えているが、大きなトラブルには発展していない。

クエスチョン、7月6日の桜空オープニングイベントで人権啓発講演会が予定されているが、こういったイメージを持たれているか。アンサー、テープカットを行った後、

人権啓発講演会として絵本作家のきむらゆういち氏の講演会を1時間程度予定している。ほかには、子供たちや若い方々に喜んでいただけるようなにぎやかなイベントを考えている。昨年の人権啓発講演会で絵本作家の長谷川義史氏が講演された際、子供の反応がよくて、グリンデルホール内に子供の声が大きく聞こえた。今年も子供たちが一緒に参加できるような講演会を桜空で開催したいと考えている。

クエスチョン、暑いときなので暑さ対策も考えて進めてほしい。アンサー、イベントテントを設置するなど熱中症対策も考えながら進めていく。

クエスチョン、町人権文化推進協議会へ100万円の寄附を頂いたが、具体的な使い道についてどのように計画をしているのか。アンサー、桜空に設置する書籍等の購入を予定している。先日、人権文化推進協議会の会長と事務局で選書を終えたところである。図書エリアの一角にコーナーをつくって配置するなど考えている。

次に、住民生活課。

クエスチョン、本人通知制度で令和6年度の開示請求が61件あったとのことだが、特に問題はなかったか。アンサー、開示請求の対応は総務課が担当している。開示請求しても戸籍謄本等の取得者が個人の場合は、誰に交付したか分からないように黒塗りにしている。弁護士や行政書士といった八士業への交付については、その業者名を明らかにし開示している。

クエスチョン、昨年も提案したが、本人通知制度のおかげで自分の戸籍謄本や住民票の写しが悪用されずに済んだという事例があれば、それを町民に広報することで制度の理解と登録者数の増につながると思うが、昨年1年でそんな事例はなかったか。アンサー、そのような事例はなかった。逆に、知らない間に第三者が戸籍謄本等を取られたという通知が届き、何か怖いという話はあった。引き続き、登録していてよかったという事例についても調べたい。PRについては、広報や人権のチラシ、各種イベントによる出張申請窓口の開設などで実施していく。

クエスチョン、この制度は戸籍謄本等の不正取得の抑制のためのものである。より多くの住民に登録いただき、神河町は人権意識の高い町なので不正取得が難しいと悪徳事業者に知らしめることができればと思う。しかし、まだ7.2%の登録率であるので、登録してよかったという事例を探してPRしてほしい。アンサー、継続した取組と併せて、登録してよかったというような全国的な事例があれば、広報やホームページ等でPRしていきたい。以上でございます。

以上で人権文化推進特別委員会の開催結果報告とさせていただきます。終わります。

○議長（澤田 俊一君） それでは、私のほうから3月定例会以降の主立った事項について報告をいたします。

3月28日、中播衛生施設事務組合議会定例会（第2日目）が開かれ、松岡宣彦民生福祉常任委員長と私が出席しております。付議事件については、令和7年度事務組会計予算についてで、原案のとおり可決しました。

3月31日、中播北部行政事務組合議会定例会（第2日目）が開催され、栗原廣哉副議長、松岡宣彦民生福祉常任委員長と私が出席しております。付議事件は、令和7年度事務組合会計予算についてで、原案のとおり可決しました。

4月6日、令和7年度神河町消防初出式並びに入退団式が開催され、各議員に出席していただいております。

4月8日、兵庫県立神崎高等学校令和7年度入学式があり、藤原資広総務文教常任委員長と私が出席しております。

4月18日、神河町図書コミュニティ公園「桜空」の竣工式が開催され、各議員に出席いただいております。

5月2日、令和7年度西播磨市町議長会役員会が姫路キャッスルグランヴィリオホテルで開催され、私が出席しております。

引き続き、令和7年度西播磨市町議長会第1回総会が同会場で開催され、私が出席しております。協議事項は、令和6年度事業報告及び歳入歳出決算について、令和7年度事業計画及び歳入歳出予算について、原案のとおり承認、可決しました。

5月8日、兵庫県町議会議長会役員会が神戸で開催され、私が出席しております。

同じく5月8日、神河町人権文化推進協議会総会が開催され、栗原廣哉副議長、吉岡嘉宏人権文化推進特別委員長、廣納良幸人権文化推進特別委員会副委員長、安部重助委員、藤森正晴委員と私が出席しております。

5月12日、神崎郡議長会が開催され、私が出席しております。協議事項は、令和6年度事業報告及び決算、令和7年度事業計画及び予算について協議が行われ、いずれも原案のとおり承認、可決しました。また、役員改選により、会長職を退任し、監事に就任いたしました。

5月14日、兵庫県町議会議長会第1回臨時総会が神戸で開催され、私が出席しております。協議事項は、定期総会の運営等でいずれも原案のとおり承認、可決しました。

5月17日、兵庫県立神崎高等学校のオープンスクールが開催され、栗原廣哉副議長と私が出席しております。

5月18日、令和7年度神河町消防操法訓練大会が開催され、各議員に出席いただいております。

5月19日、20日、令和7年度市町村議会議員研修が「自治体決算の基本と実践～行政評価を活かした決算審査～」をテーマに滋賀県の全国市町村国際文化研修所で開催され、藤原資広議員が受講されております。

5月21日、第18回神河町商工会通常総代会が開催され、小寺俊輔産業建設常任委員会副委員長と私が出席しております。

5月23日、兵庫県町議会議長会第76回定期総会が神戸で開催され、私が出席しております。総会議事に先立ち、兵庫県町議会議長会自治功労者表彰等が行われました。議事については、令和6年度会務等の報告がなされ、了承しております。また、役員改

選により、私が本会副会長を退任いたしました。総会終了後、「兵庫県農業・農村の今日的課題」と題して、兵庫県農林水産部総合農政課、兼松伸之助課長から講演を受けております。

5月26日、一般社団法人神河町観光協会第20回通常総会が開催され、藤森正晴産業建設常任委員長と私が出席しております。

5月27日、28日、全国町村議会議長会議長・副議長研修会が東京で開催され、栗原廣哉副議長と私が出席しております。研修は、内閣府政策統括官（防災担当）付参事官、松本真太郎氏から「広域災害対応を含めた自治体の災害対応力強化に不可欠な「防災DX」」と題して、明治大学名誉教授、青山侑氏から「平成からの災害に学ぶ復旧・復興まちづくりの課題ー自治体実務の立場からー」と題して、同志社大学名誉教授、新川達郎氏から「災害と議会・議員の役割」と題して、それぞれ講演を公聴いたしました。

翌28日に兵庫県町議会議長会主催の研修会が開催され、栗原廣哉副議長に出席いただいております。研修では、総務省自治財政局公営企業課長準公営企業室長事務取扱、赤岩弘智氏から「地方公営企業の現状と課題～水道事業、下水道事業、病院事業を中心に～」と題して、講演を公聴していただいております。

この2日間の間に、谷公一衆議院議員、山口壯衆議院議員、池畑浩太郎衆議院議員、末松信介参議院議員、加田裕之参議院議員をそれぞれ訪問しております。

同じく5月28日、神河町戦没者慰霊祭が姫路護国神社で執り行われ、各議員に出席いただいております。

5月31日、自主防災かみかわ総会が開催され、私が出席しております。

6月7日、町内幼稚園・小学校の運動会が開催され、各議員に出席いただいております。

6月8日、社会福祉法人中播福社会障害者支援施設香翠寮新棟竣工式が行われ、私が出席しております。

6月9日、第18回かみかわ夏まつり運営委員会が開催され、私が出席しております。令和7年度事業計画及び予算について、承認いたしております。

また、議会改革の取組として開催しております神河町議会のあり方ゼミナールについては、第2ステージとして全4回を予定し、既に4月26日、5月24日に開催しております。第3回目を6月28日に、最終回を8月9日に予定しております。

定例会ごとに発行しております議会だよりにつきましては、4月10日に第84号を発行し、それぞれ各区長様を通じて全戸に配布しております。

以上で、閉会中の主立った事項について報告を終わります。

以上で諸報告を終わります。

ここで暫時休憩いたします。再開を10時35分とします。

午前10時13分休憩

午前 10 時 35 分再開

○議長（澤田 俊一君） 会議を再開します。

議案の審議に入る前に申し添えておきます。議員各位においては、会議規則第 54 条第 1 項では、発言は全て簡明にするものとし、議題外にわたり、またはその範囲を超えてはならないと規定されています。また、同規則第 55 条第 1 項では、質疑は同一議員につき、同一の議題について 3 回を超えることができないと規定されています。会議規則第 54 条及び第 55 条の遵守の上、お願いいたします。

町当局におかれましては、質問に対して明瞭かつ的確な答弁をお願いし、会議の進行に御協力いただきますようお願いいたします。

それでは、早速議案の審議に入ります。

日程第 4 報告第 2 号

○議長（澤田 俊一君） 日程第 4、報告第 2 号、専決処分の報告の件（交通事故に係る損害賠償の額の決定及びその和解）を議題とします。

上程報告に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 報告第 2 号の報告理由並びに内容について御説明申し上げます。

本報告は、専決処分の報告の件（交通事故に係る損害賠償の額の決定及びその和解）でございます。町長の専決処分事項の指定についての規定に基づき、令和 6 年 12 月 19 日に発生したかんざき訪問看護ステーションの公用車事故の対物及び対人事故分について、2 月 22 日に示談が成立しましたものを同日付で専決処分させていただいたものでございます。

以上が報告理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、病院総務課長から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（澤田 俊一君） 詳細説明を求めます。

井上病院総務課長。

○病院総務課長兼施設課長（井上淳一郎君） 病院総務課の井上でございます。それでは、詳細説明を申し上げます。

2 ページを御覧ください。この報告は、公用車の交通事故に係る損害賠償の額の決定及びその和解に係る専決処分でございます。

この事故は、令和 6 年 12 月 19 日木曜日、午後 0 時 18 分頃、神河町福本地内、アポロステーションオートピア栗賀 S S 前の福本交差点において発生した事故で、かんざき訪問看護ステーション職員運転の公用車が交差点で右折しようとしていた軽トラックの後部に追突したものでございます。事故原因は、対向車通過のため減速し、停車状態

であった軽トラックの状況に気づくのが遅れたことによるもので、ブレーキを踏んだが間に合わず、衝突してしまったものです。事故の責任割合は、当方100%、相手方ゼロ%でして、相手車両の損害額と代車費用で35万6,900円、相手方の治療費と慰謝料合わせて3万3,700円、合計39万600円を当方が賠償することで2月の22日に示談が成立し、その日付で専決処分をさせていただきました。保険の窓口である兵庫県町村会から当方への通知は3月14日でして、本日提案とさせていただきました。なお、支払いは3月31日に完了しています。

このたびの事故は、対物に加え、対人事故でもあります。職員の不注意で起こしてしまった事故であり、相手の方や御家族の皆様に深くおわびを申し上げます。

以上が報告理由並びに内容でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（澤田 俊一君） 報告が終わりました。

本報告に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

2番、木村議員。

○議員（2番 木村 秀幸君） 2番、木村です。後部のほうに追突と言われるんですけど、気づくのが遅かった。目の前見とったら、もう車が止まっているのは分かると思うんですけど、なぜ防げなかったのか、お願いします。

○議長（澤田 俊一君） 井上病院総務課長。

○病院総務課長兼施設課長（井上淳一郎君） 病院総務課の井上でございます。車両に設置しているドライブレコーダーの映像も確認をさせていただきました。福本ローソン前の交差点で信号待ちで停車して、前方の軽トラックについていく形で、車間距離もきちんと取って、スピードも制限速度程度で走行していたことを確認しております。

事故原因をヒアリングしたところ、職場に帰ってからの仕事など、少し考え事をしていたということで報告を受けております。以上でございます。

○議長（澤田 俊一君） よろしいでしょうか。

2番、木村議員。

○議員（2番 木村 秀幸君） 2番、木村です。その車には安全ブレーキとか、あと、接近したらアラームが鳴るようなものはついていなかったのか、お聞かせください。

○議長（澤田 俊一君） 井上病院総務課長。

○病院総務課長兼施設課長（井上淳一郎君） 病院総務課の井上でございます。先ほどドライブレコーダーで確認をさせていただいたところです。接近したときにアラーム音は聞こえておりました。以上でございます。

○議長（澤田 俊一君） よろしいでしょうか。

ほかに質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（澤田 俊一君） ほかに質疑ないようです。質疑を終結します。

報告第2号は、以上のとおりでございます。御了承願います。

日程第 5 報告第 3 号から報告第 5 号

○議長（澤田 俊一君） 日程第 5、報告第 3 号、専決処分の報告の件（交通事故に係る損害賠償の額の決定及びその和解）、報告第 4 号、専決処分の報告の件（交通事故に係る損害賠償の額の決定及びその和解）、報告第 5 号、専決処分の報告の件（交通事故に係る損害賠償の額の決定及びその和解）の 3 報告を一括議題とします。

上程 3 報告に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 報告第 3 号、第 4 号及び第 5 号について関連がありますので、一括にての報告理由並びに内容について御説明申し上げます。

本報告は、専決処分の報告の件（交通事故に係る損害賠償の額の決定及びその和解）でございます。町長の専決処分事項の指定についての規定に基づき、令和 7 年 2 月 17 日に発生した峰山高原スキー場の公用車事故の対人及び対物事故分について、3 月 28 日、5 月 2 日に示談が成立しましたものを同日付で専決処分させていただいたものでございます。

以上が報告理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、総務課長から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（澤田 俊一君） 詳細説明を求めます。

平岡総務課長。

○総務課長（平岡万寿夫君） 総務課、平岡でございます。本報告につきましては、町長の専決処分事項の規定に基づき、提案するものでございます。

交通事故の詳細は、峰山高原スキー場の従業員が運転するマイクロバスが町道峰山線でスリップによる交通事故を起こしたものでございます。マイクロバスには運転手を含め従業員 18 名が乗車し、うち 2 名が負傷いたしました。最初にけがをされました方にお見舞いを申し上げますとともに、同乗されておられました方々には、一歩間違えば重大事故に発展しかねない事態であり、非常に怖い思いをされたものと推測され、おわびを申し上げます。

さて、このたびの交通事故に関しましては、2 名の方の負傷に加えて、N T T 柱損傷、新設に付随する関西電力の電線移設に対して損害賠償を行うものでございます。事故の割合は、いずれも 10 対ゼロでございます。

4 ページの専決処分書を御覧ください。報告第 3 号は、乗車されてしまった従業員の方への損害賠償で、損害賠償額 5 万 1 4 9 円は治療費に関する費用でございます。

続きまして、6 ページを御覧ください。報告第 4 号は、報告第 3 号と同じく、乗車されてしまった従業員の方への損害賠償で、損害賠償額 4 万 5,029 円は治療費等に関する費用でございます。

この2件は、3月28日に示談が成立しております。

続きまして、8ページを御覧ください。第5号は、追突し、損傷しましたN T T柱に敷設されていた関電の電線移設に対する損害賠償で、損害賠償額29万613円は修理費に関する費用で、5月2日に示談が成立しております。

以上が事故の概要でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（澤田 俊一君） 報告が終わりました。

3報告に対する質疑に入ります。質疑ある方。

11番、栗原議員。

○議員（11番 栗原 廣哉君） 1点確認させてください。この事故、3つ一緒なんですけど、バスのほうの損害はどれぐらいになったか、ちょっと教えてください。

○議長（澤田 俊一君） 平岡総務課長。

○総務課長（平岡万寿夫君） 総務課、平岡でございます。バスにつきましの修理費につきましては、236万4,736円でございます。以上でございます。

○議長（澤田 俊一君） 11番、栗原議員。

○議員（11番 栗原 廣哉君） 236万っていうと、結構高額ですね。大きな事故ですね。

ただ、ちょっと気になったんは、そのバスに乗車させて従業員をそのまま寺前まで送ってきたと、そういうことを聞いとんですが、普通であれば、その現場にもう一台バス持って行って、違うバスで乗って帰ってこなあかんと思うんですけど、その辺どうですか。

○議長（澤田 俊一君） 高橋ひと・まち・みらい課参事兼商工観光特命参事。

○ひと・まち・みらい課参事兼商工観光特命参事（高橋 吉治君） ひと・まち・みらい課の高橋でございます。その当時につきましては、バスを新たに手配して現場に向かっていくということよりも、走れるという判断の下で、安全運転管理者の判断の下で寺前、役場の駐車場まで送り届けるのが一番有効であったというところでございます。以上です。

○議長（澤田 俊一君） 11番、栗原議員。

○議員（11番 栗原 廣哉君） 3回目です。安全運転管理者が先に乗せて行けっていうのは間違いですね。そんなもん、二百何十万の事故ということは、もう車軸が狂ってるということです。そんな状態、電柱に持って行って車軸が狂ってるようなバスに18人の命を乗せて走れっていうような安全管理者はおりませんよ。それは間違い違いますか。

○議長（澤田 俊一君） 高橋商工観光特命参事。

○ひと・まち・みらい課参事兼商工観光特命参事（高橋 吉治君） ひと・まち・みらい課、高橋でございます。そういった御指摘もあると思います。そういったことを含めまして、警察との協議、また助言もいただきまして、今後の安全運転管理のありようについて、引き続き指定管理者、また安全運転管理者のほうと十分今後について協議をして、

指導をすべきところは指導もしていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（澤田 俊一君） ほかに質疑ある方。

8 番、藤森議員。

○議員（8 番 藤森 正晴君） 8 番、藤森です。今のバスについても公用車であった。

今回の乗用車も公用車なんですけど、以前も質問したんですけど、ここになぜ公用車があるのかと私は不思議に思うんですけど、一体何台の公用車がこの施設にあるんですか。

○議長（澤田 俊一君） 高橋商工観光特命参事。

○ひと・まち・みらい課参事兼商工観光特命参事（高橋 吉治君） ひと・まち・みらい課、高橋でございます。スキー場、MEリゾートのほうには、このマイクロバス、そしてハイエース、軽トラの合計3台ございます。以上です。

○議長（澤田 俊一君） 8 番、藤森議員。

○議員（8 番 藤森 正晴君） なぜここにその公用車を置いとるんかいうことをもう一遍しっかりとちょっとお願いしたいです。観光施設、そういう事業所の施設の中に公用車があって、それを従業員が使うということはちょっと理解が苦しむんですけど、その辺りはどういう解釈をしたらいいんですか。

○議長（澤田 俊一君） 石橋ひと・まち・みらい課長。

○ひと・まち・みらい課長（石橋 啓明君） ひと・まち・みらい課の石橋でございます。現在、公用車が置いてある施設としましては、峰山高原リラクシア、それから長谷にございますモンテ・ローザ、宿泊施設、この2件でございます。この部分につきましては、合併前の旧大河内のときにその施設が誕生といいますか、設置したときからホテル業というふうなところで、従業員もそうなんですけれども、宿泊者の送迎というふうなところで、マイクロバス、それからハイエースを設置させていただいたと。それから、軽トラにつきましては、峰山のホテルの作業等というふうなところで必要になるというふうなところで、その当時から設置をさせていただいてるというふうな状況でございます。

なぜ置いているかというふうなところは、そういうふうな形で旧大河内時代から置かせていただきまして、今現在まで置いているというところでございます。

もう一つ、グリーンエコー笠形も宿泊施設というふうなところになるんですけれども、グリーンエコーの笠形につきましては、旧町のときからホープさんというふうなところが指定管理をされておりまして、自社がバスを持っていたというふうなところで、そのバスを利用してお客様の送迎をされておったと。ホープ様が撤退されるときにはそのバスを持ち帰られたということで、今現在はそういった送迎の車両がないというふうな状態でございます。

それぞれの施設の状況はそういったところでございまして、町のバスを無償で指定管理者のほうにお貸ししているというふうなところの形につきましては、今、町が加入しております保険のほうにもお問合せをさせていただきながら、委託契約というふうなところの中で、従業員が運転する分については保険の対象内というふうなところの確認も

その当時から取っておりますので、そういった取扱いをさせていただいてるという状況でございます。以上でございます。

○議長（澤田 俊一君） 8 番、藤森議員。

○議員（8 番 藤森 正晴君） 8 番、藤森です。どういうあれが、過去の話合いというものが残っという形なんですけど、今回こういう形で公用車ということで事故が起き、そして専決処分という形でしながら、車においても車の管理費、また保険等は公費が出とんですから、しっかりこのなを一遍見直す必要があるんじゃないかと思うんです。他の管理施設もあります。そこら辺りで一遍見直していかんことには、このままずるずるずるずる、専決、事故が起きました、認めてくださいではどうも理解し難い点があります。

○議長（澤田 俊一君） 石橋ひと・まち・みらい課長。

○ひと・まち・みらい課長（石橋 啓明君） ひと・まち・みらい課、石橋でございます。以前からもそういうふうな御指摘もいただいてたというふうなところで、今回の指定管理期間が終了するときには、そういったところも含めて検討させていただいて、次期以降、そういったところも検討させていただきながら募集もかけていきたいなというふうに思っております。以上でございます。

○議長（澤田 俊一君） ここで私のほうから一言。本件、実際事故が起こった専決処分の中身ですので、公用車の配置等のことにつきましては、今後の事務調査等でしっかりと調査をお願いしておきたいと思います。

ほかに質疑ある方。

2 番、木村議員。

○議員（2 番 木村 秀幸君） 2 番、木村です。この事故って、タイヤチェーンをしていたら防げたかなと思うんですけど、これ、2 月の 26 日の会議で、タイヤチェーンを積んでいなくて注意されております。今はタイヤチェーンをもう購入されておりますか。

○議長（澤田 俊一君） 高橋商工観光特命参事。

○ひと・まち・みらい課参事兼商工観光特命参事（高橋 吉治君） 結論から申しますと、現在まだ購入はしていないということでございます。前回、会議を開いていただいたときに、その後すぐにチェーンの購入ということを伝えさせていただいております。ただ、購入するというお約束はいただいておりますので、そこは、今現状、購入はできていないというところでございます。以上です。（発言する者あり）

バスの例えばチェーンにつきましては、スタッドレスタイヤも新品にするということでございました。修理が終わりまして、引渡しを受け、新品のスタッドレスタイヤの購入はしてござっております。そのスタッドレスタイヤに合ったチェーンということと、それと、もう一つ、ハイエース、お客様であったり従業員の送迎がされるかもしれないという車両の分につきましては、この冬に向けて、きちんとしたチェーンを購入するということでございますので、併せて購入するということでございましたので、今、修理が

あったマイクロバス、それとハイエースとの差が購入時にありましたので、今現在、購入ができていないということでございます。以上です。

○議長（澤田 俊一君） よろしいですか。

ほかに質疑ある方。

〔質疑なし〕

○議長（澤田 俊一君） それでは、これで質疑を終結します。

報告第3号、第4号、第5号の3報告は以上のとおりでございます。御了承お願いいたします。

日程第6 報告第6号

○議長（澤田 俊一君） 日程第6、報告第6号、専決処分の報告の件（交通事故に係る損害賠償の額の決定及びその和解）を議題とします。

上程報告に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 報告第6号の報告理由並びに内容について御説明申し上げます。

本報告は、専決処分の報告の件（交通事故に係る損害賠償の額の決定及びその和解）でございます。町長の専決処分事項の指定についての規定に基づき、令和7年1月10日に発生したケアステーションかんざきの公用車事故の対物事故分について、3月31日に示談が成立したものを同日付で専決処分させていただいたものでございます。

以上が報告理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、総務課長から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（澤田 俊一君） 詳細説明を求めます。

平岡総務課長。

○総務課長（平岡万寿夫君） 総務課、平岡でございます。本報告は、公用車の交通事故に係る損害賠償の額の決定及びその和解に係る専決処分でございます。

10ページの専決処分書を御覧ください。この事故は、令和7年1月10日午後4時20分頃、福崎町福田地内、県道406号本覚寺前交差点で発生した事故で、県道と側道の交差点で、側道から県道へケアステーションかんざきの職員が運転する車が一旦停止後、右折西進しようとして発進したところ、県道を西進してきた市川町在住の相手方の運転する車の右側面後部に衝突し、損傷させたものでございます。事故割合は、甲90%、乙10%で示談が成立しており、相手方の損害額45万9,000円を当方が賠償することで示談が成立したものを3月31日付で専決処分をさせていただき、4月18日に支払いを完了させていただいたものでございます。

以上が報告理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（澤田 俊一君） 報告が終わりました。

本報告に対する質疑に入ります。質疑ある方。

9 番、藤原議員。

○議員（9 番 藤原 資広君） 9 番、藤原です。安全運転管理の指導の在り方なんですけど、最近結構こういう事故多いんですけども、どのような形でどのような指導をされてるのか、ちょっと教えてください。

○議長（澤田 俊一君） 平岡総務課長。

○総務課長（平岡万寿夫君） 総務課、平岡でございます。役場につきましても、病院もそうですけども、昨年、福崎警察署の交通課の課長に来ていただきまして、職員の皆さんに安全運転というふうなところで講習をして、安全運転につきましては、そういった形で案内するとともに、管理職会議の資料で、こういった安全運転かというふうなところ、私もそうですし、安全運転管理者の講習会があった後に、少しこういったところでも気をつけてくださいというふうなところを皆さんに周知をして、安全運転に心がけていただいているところでございます。以上でございます。

○議長（澤田 俊一君） ほかに質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（澤田 俊一君） 以上で質疑を終結します。

報告第 6 号は、以上のとおりでございます。御了承願います。

日程第 7 報告第 7 号

○議長（澤田 俊一君） 日程第 7、報告第 7 号、令和 6 年度神河町一般会計予算繰越明許費に係る繰越計算書の報告の件を議題とします。

上程報告に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 報告第 7 号の報告理由並びに内容について御説明申し上げます。

本報告は、令和 6 年度神河町一般会計予算繰越明許費に係る繰越計算書の報告の件でございます。地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定によりまして、令和 6 年度の繰越明許費の 7 事業につきまして、繰越計算書をもって報告するものでございます。

以上が報告理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、総務課財政特命参事から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（澤田 俊一君） 詳細説明を求めます。

黒田総務課財政特命参事兼病院改革推進室長。

○総務課参事兼財政特命参事兼病院改革推進室長（黒田 勝樹君） 総務課、黒田でございます。それでは、報告第 7 号につきまして、詳細につきまして御説明を申し上げます。

まずは 12 ページのほうを御覧いただきたいと思います。一般会計繰越明許費繰越計算書でございます。令和 6 年度の繰越明許費は 7 つの事業でございます。その財源の内

訳につきまして御報告をさせていただきます。

まず、2款総務費、1項総務管理費、栗賀小学校跡地整備事業でございます。図書コミュニティ施設整備附帯工事請負費でございます。これにつきましては、美観、維持管理上の必要につき、第2駐車場及び進入道路部分について舗装を行ったというふうなものでございます。繰越額につきましては760万3,000円で、その財源の内訳でございますが、一般財源、同額になります。760万3,000円で、繰越額と同額となっております。

続いて、3款民生費、1項社会福祉費、令和6年度低所得世帯支援給付金事業でございます。この事業につきましては、国の令和6年度補正予算によりまして総合経済対策として実施をされるものでございます。物価高騰による影響の大きい低所得者に対して、1世帯当たり3万円、子供の加算が1人当たり2万円の給付事業ということでございます。繰越額につきましては4,053万6,000円、未収入特定財源として、国庫支出金、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金、一体支援枠ということになりますが、これが3,980万7,000円、そして、一般財源につきましては72万9,000円でございます。

続きまして、7款土木費、1項土木管理費、地理情報システム整備事業でございます。この事業は、道路や河川、防災・災害情報をウェブ上で幅広く発信をするというものでございます。構築が3つから構成されておりまして、1つ目が地形図データの更新、2つ目が統合型GISの構築、3点目が公開型のGISの構築を図るというものでございます。繰越額につきましては9,900万円、未収入特定財源として、国庫支出金、新しい地方経済・生活環境創生交付金4,907万6,000円、そして、一般財源につきましては4,992万4,000円でございます。

続いて、2項の道路橋梁費、道路メンテナンス事業でございます。繰越額が1,725万円、未収入特定財源として、国庫支出金、道路メンテナンス事業補助金でございますが889万円、そして、地方債につきましては、過疎債になりますが820万円、そして、一般財源については16万円という財源内訳になります。

続きまして、道整備交付金事業でございます。繰越額は800万円、未収入特定財源として、国庫支出金、道整備事業交付金でございますが368万4,000円、地方債として、この地方債の種類は公共事業債ということですが330万円、そして、一般財源につきましては101万6,000円ということでございます。

続いて、8款消防費、1項消防費、防災行政無線システム機能強化事業でございます。この事業につきましては、弱電波や外部ノイズの影響による受信不良を補完をする目的で、スマートフォンやタブレット等から受信できる環境を構築しまして、住民の皆さんに情報伝達を図るという目的の事業でございます。繰越額につきましては1,879万7,000円、未収入特定財源として、国庫支出金、新しい地方経済・生活環境創生交付金になりますが939万8,000円、そして、一般財源につきましては939万9,000

円でございます。

続いて、最後になりますが、9款教育費、4項幼稚園費、幼稚園施設整備事業でございます。この事業につきましては、寺前幼稚園の長寿命化改良工事に係るものでございます。繰越額につきましては1億8,675万8,000円、未収入特定財源として、国庫支出金、学校施設環境改善交付金になりますが4,437万1,000円、その他として、基金の繰入れをしておりますが、公共施設維持管理基金繰入金として5,000万円、それから、地方債になりますが、この地方債の種類につきましては補正予算債になります。これが8,590万円、そして、一般財源として648万7,000円でございます。

これによりまして、翌年度へ繰り越すべき財源の合計額でございますが、一番右下になりますが、一般財源の合計額の7,531万8,000円でございます。

以上で詳細の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（澤田 俊一君） 報告が終わりました。

本報告に対する質疑に入ります。質疑ある方。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（澤田 俊一君） 質疑ないようです。質疑を終結します。

報告第7号は、以上のとおりでございます。御了承願います。

日程第8 諮問第2号

○議長（澤田 俊一君） 日程第8、諮問第2号、人権擁護委員の推薦につき意見を求める件を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 諮問第2号の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本諮問は、人権擁護委員の推薦につき意見を求める件でございます。令和4年10月1日から人権擁護委員をお務めいただいております藤山達仁様が、令和7年9月30日をもって任期満了となります。藤山様は人権に対する識見が高く、地域の方の信頼も大変厚く、人権擁護の高い資質をお持ちの方でございますので、引き続き法務大臣に対し推薦させていただくに当たり、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の御意見をお聞きするものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、住民生活課長から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（澤田 俊一君） 詳細説明を求めます。

井出住民生活課長。

○住民生活課長（井出 博君） 住民生活課、井出でございます。人権擁護委員の推薦につきまして御説明を申し上げます。

人権擁護委員は、人権擁護委員法に基づき、人権相談を受けたり人権の考えを広めたりする活動をしていただく民間の方々と、町長が議会の意見を聞いて候補者を推薦し、法務大臣が委嘱します。任期は３年となっております。

このたび推薦をします藤山達仁様は、町長の説明にもありましたように、令和４年１０月１日から人権擁護委員に就任をいただいておりますが、本年９月３０日をもって１期目の任期が終了となり、引き続き委員を務めていただきたく推薦するものでございます。

藤山達仁様は、次の２ページの経歴書にもありますように、旧町時から長らく本町の役場に勤務をされ、高齢者や障害者福祉、地域改善対策などの業務に携わってこられたほか、人権擁護委員に就任後は、姫路人権擁護委員協議会において、高齢者・障害者部会で活動をされておられます。性格も温厚で、地域住民からの信頼も厚く、かつ、人権感覚についても高い資質をお持ちの方でございます。よって、人権擁護委員に適任であると認め、推薦をさせていただきます。

以上、詳細説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（澤田 俊一君） 提案説明が終わりました。

諮問第２号に対する質疑に入ります。質疑がある方。

〔質疑なし〕

○議長（澤田 俊一君） 質疑ないようです。質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（澤田 俊一君） 討論を終結します。

ここでお諮りします。諮問第２号、被推薦者、藤山達仁氏は、人格、識見ともに高く、広く社会の実情に通じておられ、議会としても適任者であるとの意見を提出したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（澤田 俊一君） 御異議ないものと認めます。よって、藤山達仁氏が適任者であるとの意見を提出することに決定しました。

日程第９ 第４８号議案

○議長（澤田 俊一君） 日程第９、第４８号議案、専決処分をしたものにつき承認を求める件（神河町税条例の一部を改正する条例）を議題とします。

提出議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第４８号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、専決処分をしたものにつき承認を求める件（神河町税条例の一部を改正す

る条例)でございます。

改正の理由は、地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律、地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が令和7年3月31日にそれぞれ公布され、原則として同年4月1日から施行されることに伴いまして、神河町税条例の一部を改正する条例を令和7年3月31日付で専決処分したものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、税務課長から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長(澤田 俊一君) 詳細説明を求めます。

中島税務課長。

○税務課長(中島 宏之君) 税務課、中島でございます。それでは、第48号議案の詳細説明を申し上げます。

まず、タブレットの19ページをお願いいたします。参考資料として改正の概要をつけております。御覧いただきたいと思います。

条項順に改正項目を分け、色分けをしております。改正内容としましては、19ページの下段でございますが、薄緑色は個人住民税における特定親族特別控除の創設に伴うもの、薄い黄色は行政手続における特定の個人を識別するための番号利用等に関する法律によるもの、ピンク色は軽自動車税種別割に関わるもの、水色は固定資産関係の改正に伴うもの、茶色は加熱式たばこに係る市町村たばこ税の課税標準の特例規定の新設に伴うものなどに区分けしております。

色分けしていない部分につきましては、法律改正に合わせた文言や構成による規定の整備で、課税に影響しないものとなりますので、新旧の対照表と併せて御覧いただきたいと思います。

また、19ページの改正の概要と合わせて重要な改正につきましては、その改正に至った背景や、何のための、また、誰のために改正されるのかということも含めまして説明したいと思います。

それでは、新旧対照表によって説明いたしますので、8ページをお願いいたします。

まず、第18条ですが、公示送達についてインターネットを用いる方法の定義を示した省令改正に伴うものでございます。第18条の3は、第18条の改正に伴いまして、規定の整備をしたものでございます。

次に、第34条の2は、法律改正に合わせて、個人住民税の控除すべき金額について、特定親族特別控除額を追加したものでございます。

この特定親族特別控除の創設の背景でございますが、高校を卒業した方が大学や専門学校へ進学しますと多くの方はアルバイトをされます。しかし、多くのアルバイト料を稼ぐわけではございません。なぜなら、扶養している子が稼ぎ過ぎると扶養してる親が

扶養控除を受けられなくなり、所得税、住民税が高くなります。そのため、多くの学生は働くのを制限し、所得税で103万円以内に抑えようとしておりました。現在、企業も人手不足の現状で、重要な戦力であります若手のバイトがいないと業務が回りません。そのような状況を改善するために、19歳から22歳までの大学生年代の子供の所得金額が85万円以下、給与収入に計算しますと150万円以下でございますが、親は、特定扶養控除と同額の63万円が控除されるようになります。また、子供の所得が85万円を超えたとしても、所得123万円、給与収入に計算しますと188万円までは段階的に額が減りますけども、控除が受けられる仕組みでございます。

次に、9ページをお願いします。第36条の2第1項も法律改正に合わせて、特定親族特別控除の創設に伴う公的年金等受給者の個人住民税申告義務に係る規定の整備でございます。

次に、10ページ中ほどより下をお願いいたします。第36条の3の2第1項も法律改正に合わせて、記載事項について特定親族を追加したものでございます。

次に、11ページをお願いいたします。第36条の3の3第1項も法律改正に合わせて、特定親族特別控除の創設に伴う公的年金等受給者の扶養親族等申告書に係る提出義務規定の整備でございます。

戻りまして、10ページをお願いします。中ほどより上、第36条の2第10項は、行政手続における特定の個人を識別するための番号利用等に関する法律改正による項ずれに伴う措置でございます。

次に、11ページ、一番下から12ページにかけてをお願いいたします。第63条の2第1項も、同様の法律改正に伴う項ずれによる措置でございます。

次は、軽自動車税の種別割に係る改正関連でございます。

まず、背景でございます。生活に密着しております原付のバイクでございますが、新たな排ガス規制に適合するのが困難になることから、新たな車両区分が設けられたものでございます。

12ページをお願いします。第82条は、軽自動車税の種別割の標準税率の区分の見直しに伴う税率の改正でございます。現行の原付免許で運転できるのは排気量50cc以下の原付に限られていますが、50ccを超えても125cc以下かつ最高出力が4.0キロワット以下のものは原付免許での運転を認める法律改正がされたことによる改正で、ナンバープレートにおきましても、50cc以下と同じでございます。税率についても2,000円となります。

次に、13ページをお願いします。第89条第2項です。第89条第2項第2号については、法律改正に伴う項ずれの改正でございます。第5号については、軽自動車税種別割の標準税率の区分の見直しに伴う減免申請書の記載事項に係る規定の整備になります。

14ページをお願いします。第90条の第2項及び15ページにつきましては、同条

第 3 項です。マイナ免許証の運用開始に伴う減免申請書の運転免許証の提示義務に係る規定等の整備でございます。

ページはそのまま 15 ページでございます。第 139 条の 3 第 2 項及び第 149 条も法律改正に伴う項ずれの措置を行っております。

16 ページをお願いします。附則第 10 条の 2 は、法律改正に伴う項ずれの改正でございます。

次は、固定資産税関係の改定に伴う改正関連でございます。16 ページの下になりますが、附則第 10 条の 3 でございます。現行制度では、特定マンションの大規模修繕に係る固定資産税の税額の減額措置について、工事完了後 3 か月以内に区分所有者から必要な書類を添付して申請書の提出があった場合適用されますが、管理組合の管理者から必要な書類の提出があり、減額措置の要件が該当すると認められた場合、区分所有者から申告書の提出がなかった場合においても、当該減額措置が適用できる規定の新設でございます。

次に、17 ページをお願いします。附則第 16 条 2 の 2 は、加熱式たばこに係る課税標準の特例規定の新設関連でございます。加熱式たばこは、近年、紙たばこの代用として販売が拡大しておりますが、それにもかかわらず、紙巻きたばこより税の負担が低い状況であるのを解消するため、両者の税率を均一化する目的で課税の見直しが行われました。今まで加熱式たばこ 0.4 グラムで紙たばこ 1 本換算であったのが、加熱式たばこ 0.35 グラムをもって紙たばこ 1 本の換算にされる計算となります。

以上が改正内容となります。なお、この条例は、一部を除き令和 7 年 4 月 1 日から施行するものでございます。各条文の施行期日は、附則において定められているところでございます。

以上、第 48 号議案の詳細説明を終わらせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（澤田 俊一君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ある方。

9 番、藤原議員。

○議員（9 番 藤原 資広君） 9 番、藤原です。説明は聞きました。町民に関係する部分で、分かりやすくもう一遍説明してもらえますか。

○議長（澤田 俊一君） 中島税務課長。

○税務課長（中島 宏之君） この税制改正で一番大事になると思われるのが、特定親族特別控除額の改正でございます。これにつきましては、先ほど御説明しましたとおり、19 歳から 22 歳までの大学生の子供の所得金額が 85 万円以下、それを給与計算にしますと 150 万なんですけれども、これが、親は特定扶養の控除と同額の 63 万円が控除できるようになります。所得が上がっても、少しは、今まで 103 万円というところで抑えられていたのが、150 万円まで控除されるというふうな説明でございます。15

0万円を超えたとしても、188万円までは段階的に、控除が下がっていきますが、控除があるということでございます。以上でございます。

○議長（澤田 俊一君） よろしいでしょうか。

ほかに質疑ある方。

〔質疑なし〕

○議長（澤田 俊一君） ほかに質疑ないようです。質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

〔討論なし〕

○議長（澤田 俊一君） 討論を終結します。

これより第48号議案を採決します。本案については、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（澤田 俊一君） 起立全員であります。よって、第48号議案は、原案のとおり承認することに決定しました。

日程第10 第49号議案

○議長（澤田 俊一君） 日程第10、第49号議案、専決処分をしたものにつき承認を求める件（神河町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第49号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、専決処分をしたものにつき承認を求める件（神河町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）でございます。

改正の理由は、地方税法施行令の一部を改正する政令が令和7年3月31日に公布され、令和7年4月1日から施行されることに伴いまして、神河町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を令和7年3月31日付で専決処分したものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、税務課長から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（澤田 俊一君） 詳細説明を求めます。

中島税務課長。

○税務課長（中島 宏之君） それでは、第49号議案の詳細説明を申し上げます。

改正の内容でございますが、国民健康保険税については、厚生労働省による医療保険制度改革骨子により、被用者保険の仕組みとのバランスを考慮しつつ、段階的に引き上げることとされたことに踏まえ、国民健康保険の被保険者間の保険税負担の公平性の確

保及び中間所得層の負担の軽減を図るため、課税限度額の引上げを行います。

また、同時に、国民健康保険税の負担能力が特に不足している被保険者の救済のため、世帯の所得が一定以下の場合は軽減することとしております。

以上の2点が主な改正内容となります。

それでは、新旧対照表により説明いたします。23ページをお願いいたします。

第2条第2項について、基礎課税額医療保険分でございますが、65万円から66万円へ引き上げ、同条第3項において、後期高齢者支援金等課税限度額が24万円から26万円へ引き上げを行っております。全体の賦課限度額は、令和6年度と比べて3万円上がり、109万円となりました。

次に、21条につきまして、低所得世帯の減額措置に係る軽減判定所得についての見直しでございます。被保険者及び特定同一世帯所属者の人数に乘じる所得額の変更でございます。

24ページの同条第1項第2号中の5割軽減世帯につきましては、29万5,000円から30万5,000円に、25ページの第3号中、2割軽減世帯につきましては、54万5,000円から56万円に引き上げるものでございます。

なお、この条例は令和7年4月1日から施行いたします。また、27ページに改正概要をつけさせていただいておりますので、参考にしていただきたいと思います。

以上、49号議案の詳細説明を終わらせていただきます。御審議よろしく願いいたします。

○議長（澤田 俊一君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ある方。

9番、藤原議員。

○議員（9番 藤原 資広君） 9番、藤原です。国保の加減の介護保険料の部分なんですけど、これ、老齢基礎年金の支給額が80万9,000円に上がったことによる影響がここに出てきているんでしょうか。

○議長（澤田 俊一君） 中島税務課長。

○税務課長（中島 宏之君） 老齢年金につきましての御質問でございます。

影響額につきましては調査をさせておるんですが、老齢基礎年金につきましては、調査をしておりません。

○議長（澤田 俊一君） よろしいですか。

藤原議員、もう少しいつまんだ質問をお願いいたします。

○議員（9番 藤原 資広君） 9番、藤原です。いろいろと年金も上がってきてますんで、基準額変わってきてると思うんです。それも踏まえて、関係者も結構たくさんおられますんで、引かれている方も分かるようにちょっと説明してもらったらありがたいんですけど、そういう意味でお尋ねしました。

○議長（澤田 俊一君） 中島税務課長。

○税務課長（中島 宏之君） 町内全体の、先ほど申しましたが、影響額につきましては調査しておりましたが、高齢の方につきましては影響については調べておりませんでしたので、今後は、その辺も加味して報告できるようにしたいと思います。以上でございます。

○議長（澤田 俊一君） よろしいでしょうか。

ほかに質疑ある方。

〔質疑なし〕

○議長（澤田 俊一君） ほかに質疑ないようです。質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（澤田 俊一君） 討論を終結します。

これより第４９号議案を採決します。本案については、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（澤田 俊一君） 起立全員であります。よって、第４９号議案は、原案のとおり承認することに決定しました。

日程第１１ 第５０号議案

○議長（澤田 俊一君） 日程第１１、第５０号議案、専決処分をしたものにつき承認を求める件（令和６年度神河町一般会計補正予算（第９号））を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第５０号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、専決処分をしたものにつき承認を求める件（令和６年度神河町一般会計補正予算（第９号））でございます。令和７年３月３１日に、地方自治法第１７９条第１項の規定によって専決処分をいたしましたので、同条第３項の規定によって議会に報告し、承認を求めるものでございます。

本議案は、補正予算（第８号）以降、補正要因の生じたものについて専決いたしました。地方債の補正では、消防施設整備事業において限度額を増額しております。

歳入歳出予算の補正の主なものは、歳入では地方譲与税、税交付金、特別交付税をはじめとして、額の確定によりそれぞれ増減いたしております。また、今回の補正の財源調整のため、財政調整基金繰入金を減額、神河まち・ひと・しごと創生寄附金の増額などがございます。

歳出では、公共施設維持管理基金積立金、企業版ふるさと納税基金積立金、ケーブルテレビネットワーク維持基金積立金の増額などです。

これらによりまして、歳入歳出それぞれ5,020万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ100億3,926万7,000円としたものでございます。

詳細につきましては、総務課財政特命参事から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（澤田 俊一君） 詳細説明を求めます。

黒田総務課財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事兼病院改革推進室長（黒田 勝樹君） 総務課、黒田でございます。それでは、詳細の説明を申し上げたいというふうに思います。

ちょっと御説明に入る前に、少しタブレットのほうに上がっているところにミスがございますので、訂正をさせていただきたいと思います。32ページ、そして、32ページには歳入があるんですが、次に続きが出てませんでして、この間に歳入の合計が出てくるということでございます。その部分が少し抜けているというところでございます。

それから、36ページと37ページなんですが、36ページと同様のものが37ページに掲載をというふうになってございます。

少し私のほうの確認不足ということで、大変申し訳ございませんでした。この抜ける部分につきましては、本日中にタブレットのほうに上げさせていただくということで、以降の事項別明細書のほうでは、全てその詳細につきまして上がってございますので、御了承をいただきたいなというふうに思います。

それでは、まず、36ページのほうをお願いをいたしたいと思います。36ページ、それから38ページになります。歳入歳出の予算の事項別明細書、総括でございます。それと、少し別添のファイルになりますが、あわせまして、一般会計の総額の正誤表というものを掲載をさせていただいてございます。そちらのほうも併せて御参照をいただきたいというふうに思います。

まず、歳入歳出事項別明細書の一番下の行になりますが、歳入合計、歳出合計の補正前の額でございます。この部分について訂正をさせていただいてございます。具体的に申し上げますと、補正の8号ですね、これ9号ですので、前の8号ということになりますが、補正後の現計予算額は99億4,550万5,000円でございます。今般の提案をさせていただいてます補正9号の補正前の額なんですが、99億8,906万7,000円というふうな計算になってます。本来ですと、この部分については同額であるということでございますが、したがいまして、少しこの部分に4,356万2,000円の差異が生じてございます。

なぜこのような現象が起きているのかということでございますが、これにつきまして、御説明をさせていただきたいと思います。

まず、なぜこういう現象になってしまったのかということなんですが、端的に申し上げれば、電算の操作ミス、いわゆるヒューマンミスがございました。これが要因となっております。

少し経緯も含めて申し上げたいと思うんですが、2月の16日に提出をさせていただいた補正7号予算の作成時に遡ります。予算の作成時に、このときに電算の操作ミスがございました。通常、補正6号の補正後の現計予算額、これが99億682万6,000円になるんですが、これが補正7号の補正前に電算上は反映をしてくるのですが、補正6号の補正前の額ですね、この計数が98億6,326万4,000円の、補正6号の補正前の金額がそのまま反映、上がっていて、電算上反映をしてこなかったということです。これが電算の操作ミスで起きたものでございます。

この状態の中で誤りに、少しこういった状況になってるということにつきまして、気づくことができませんでした。そして、引き続き補正8号の編成へと続きまして、今般提案させていただいております令和6年度の最終となる補正になります。9号を編成するに当たりまして、相違があるということに、最終の補正になりますので、決算につながるということで再度数字を照合するわけですが、そのときに相違があるということに気づいたところです。気づいたところで、今般、電算の処理の修正を行いまして、正しい計数に訂正をさせていただいたものでございます。

通常、私のほうでは、課員と一緒に効率化と正確性に注力して事務処理を行っているところなんですが、結果としてこのようなことになりまして、おわびを申し上げます。今後につきましては、この教訓ですね、こういったヒューマンミスは極力減らしていくということで、さらに業務改善に取り組んでまいりますので、よろしく御理解をお願い申し上げます。

それでは、引き続きになりますが、説明のほうをさせていただきます。

ページにつきましては、34ページをお願いいたします。第2表の地方債の補正でございます。消防施設整備事業で、記載の種別につきましては緊急防災・減災事業債でございます。中播消防署及び北部出張所の建設費用に係るものでございます。3,190万円を増額をさせていただき、限度額を7,410万円とするものでございます。

事業の特定財源の内訳におきまして、地方債の対象経費が確定をしたことによりまして、地方債を3,190万円増額をいたしまして、あわせて、福崎町、市川町からの負担金を同額減額をし、財源を振り替えているというものでございます。これによりまして、地方債の限度額の総額につきましては9億4,124万6,000円でございます。

続いて、事項別明細書で御説明を申し上げます。39ページをお願いいたします。

まずは、2、歳入でございます。2款の地方譲与税、1項地方揮発油譲与税でございます。12万8,000円の減額となります。揮発油税収入額の全額が都道府県、市町村に譲与されるものでございますが、42%が市町村道の延長面積で、案分により交付をされてございます。確定額を申し上げます。確定額につきましては1,717万2,000円でございます。

続いて、2項自動車重量譲与税でございます。324万7,000円の減額でございます。自動車車検証の交付時に、自動車の重量によりまして課税をされてるものでござい

ます。自動車重量税、収入額の1000分の407が市町村に交付をされてるものがございます。確定額を申し上げます。5,255万3,000円でございます。

続いて、3項の森林環境譲与税でございます。847万8,000円の増額になります。森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、その収入額に相当する額が地方公共団体に譲与をされてるものがございます。確定額につきましては7,097万8,000円でございます。

続いて、3款利子割交付金でございます。27万3,000円の増額でございます。預貯金の利子5%分が県民税利子割として課税されておりまして、その収入額から事務費相当分を控除した残りの5分の3が市町の県民税の割合に応じまして、交付をされてございます。確定額につきましては87万3,000円でございます。

続いて、4款配当割交付金でございます。606万8,000円の増額になります。

それから、5款の株式等譲渡所得割交付金でございますが1,300万1,000円の増額でございます。ともに上場株式の配当及び譲渡益に対しまして、それぞれ5%分が県民税配当割、県民税株式等譲渡所得割として課税をされてございます。市町への交付割合は利子割交付金と同様でございます。確定額を申し上げます。配当割の交付金が1,556万8,000円、株式等譲渡所得割交付金2,050万1,000円でございます。

続いて、6款のゴルフ場利用税交付金でございます。93万円の減額でございます。ゴルフ場の利用税として県民税が課税をされてございますが、その10分の7に相当する額が市町に交付をされてございます。確定額を申し上げます。707万円でございます。

続いて、40ページをお願いいたします。7款の法人事業税交付金でございます。233万5,000円の増額で、法人事業税の7.7%に相当する額が市町に交付をされてございます。確定額につきましては1,933万5,000円でございます。

8款地方消費税交付金でございます。2,149万6,000円の増額でございます。標準税率10%、国が7.8%、地方が2.2%ということです。軽減税率8%、これが国が6.24%、地方が1.76%でございます。これらのうち、地方消費税の2分の1が人口等により市町村に交付をされているものがございます。確定額につきましては、地方消費税交付金、従来分というものですが、これが1億1,223万5,000円、それから、社会保障財源交付金、消費税の引上げ分になりますが、これが1億4,306万1,000円でございます。

続いて、9款の環境性能割交付金でございます。344万5,000円の減額になります。自動車の取得時に県税として課税されております。収入額の95%のうち47%相当額が市町の道路の延長面積で交付をされるものがございます。確定額につきましては1,625万5,000円でございます。

続いて、10款地方特例交付金でございます。住宅借入金特別税額控除減収補填特例交付金でございますが、1万5,000円の増額で、個人住民税におけます住宅借入金等

特別控除、いわゆる住宅ローン控除になりますが、その減収分を補填をされているものでございます。確定額につきましては6 3 1万5,0 0 0円でございます。

続いて、2項新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金でございます。2万7,0 0 0円の減額になります。この税につきましては、地方税法の附則の規定によります課税の特例でございます。都道府県及び市町村の固定資産税及び都市計画税が減少する場合に、当該減少額を補填がされるものでございます。確定額につきましては3 0 5万6,0 0 0円でございます。

続いて、3項定額減税減収補填特例交付金でございます。5 9万1,0 0 0円の減額でございます。本年度に実施されました個人住民税定額減税による減収分が補填をされるものでございます。確定額は4,3 4 0万9,0 0 0円でございます。

続いて、4 1ページをお願いいたします。1 1款の地方交付税です。地方交付税につきましては1億1,4 7 7万7,0 0 0円の増額補正となります。内容につきましては、特別交付税でございます。普通交付税では補填をされません特別の財政事情に対しまして交付をされているものでございますが、交付額につきましては6億1,6 7 7万7,0 0 0円でございます。普通交付税が3 3億8,5 6 0万5,0 0 0円で確定をしておりますので、これと合わせますと、地方交付税の総額になりますが、この総額が4 0億2 3 8万2,0 0 0円となります。

令和6年度の特別交付税の内容ですね、こちらのほうで分析しているような内容について、少し申し上げたいと思います。昨年度と比較をしますと2 1万2,0 0 0円の増額で、ほぼ同じような額の交付額となったというふうに思っております。能登半島地震の関係もありまして、兵庫県下全体で見ましても、伸び幅は非常に小さいというような地域振興課からの説明も聞いております。

当町を見ますと、1 2月の交付なんです、対前年比で8%、金額にしますと1,0 3 6万9,0 0 0円の増額で、交付された額が1億3,9 7 7万2,0 0 0円。この主な要因なんです、ケーブルテレビの公共利用、ローカルスタートアップ、これは地方創生関係の事業ということですが、これに絡んだ増額ということでございます。また、3月の交付がありますが、これの対前年比では2.1%、金額としますと1,0 1 5万7,0 0 0円の減額の4億7,7 0 0万5,0 0 0円でございます。内容につきましては、除排雪、除雪関係ですね、それから地方バスに係る経費が算入をされているということでございます。また、その他、特殊事情につきまして国と協議をしていってわけなんです、この特殊事情の協議の内容につきましては、特に病院運営、経営改善の取組、この辺りを少し御評価をいただいた結果であるというふうに分析をいたしてございます。

続いて、1 2款の交通安全対策特別交付金でございます。2 3万7,0 0 0円の減額でございます。この交付金は、道路交通法に定めます道路交通法の交通違反の反則金を原資としまして、市町に交通事故件数により交付をされているものでございます。確定額を申し上げます。1 5 6万3,0 0 0円でございます。

続いて、16款県支出金、2項県補助金、4目農林業費県補助金でございます。14万3,000円の減額でございます。市町振興支援交付金の確定によるもので、確定額は57万1,000円。充当事業は鹿、イノシシの捕獲、猿の監視及び捕獲等の有害鳥獣に係る経費でございます。

続いて、18款の寄附金でございます。神河まち・ひと・しごと創生寄附金で、520万円の増額計上でございます。御寄附をいただきました企業なんですが、消防装備様、それから大鉄工業様から御寄附をいただいております。なお、金額については非公表ということでお聞きをしておりますので、御了承いただきたいというふうに思います。

続いて、19款繰入金、2項基金繰入金、6目財政調整基金繰入金でございます。1億1,254万6,000円の減額でございます。今般の補正の財源調整のため減額をするものでございます。補正後の残高見込みなんですが18億751万6,000円でございます。

続いて、21款諸収入、5項雑入、市町村振興交付金でございます。14万9,000円の減額で、市町村の振興のため市町村振興宝くじの収益金が交付をされるものでございます。この額が確定したことにより減額補正をしておるものでございます。確定額を少し申し上げます。新市町村振興宝くじ、ハロウィンジャンボになりますが、この交付金が403万3,000円。それから、サマージャンボになりますが、この交付金が499万2,000円。それから、市町支援事業分というのがありますが、この交付金が470万1,000円。そして、最後になりますが、社会貢献事業分の交付金が5万1,000円でございます。

22款の町債につきましては、地方債補正で御説明をさせていただいたとおりでございます。

続いて、歳出につきまして御説明を申し上げます。42ページのほうになります。2款総務費、1項総務管理費、4目財産管理費でございます。公共施設維持管理基金積立金として3,000万円の増額でございます。

また、続いて、6目の企画費でございます。企業版のふるさと納税基金の積立金が520万円の増額で、内容につきましては歳入で御説明をしたとおりです。

7目のCATV管理運営費でございます。ケーブルテレビネットワーク維持基金積立金として、1,500万円の増額計上でございます。これについては、光ケーブル等の貸付収入を積み立てるものでございます。

最後になります。8款の消防費ですが、地方債補正の中で財源を振り替えたということで、歳入のほうで御説明をさせていただいたとおりでございます。

以上で詳細説明について終わらせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（澤田 俊一君） 提案説明が終わりました。

日程の途中ですが、ここで昼食のため、暫時休憩といたします。再開を13時5分と

します。

午後 0 時 0 4 分休憩

午後 1 時 0 5 分再開

○議長（澤田 俊一君） 会議を再開します。

午前中に引き続きまして、第 5 0 号議案、専決処分をしたものにつき承認を求める件（令和 6 年度神河町一般会計補正予算（第 9 号））について審議を行います。

午前中の黒田財政特命参事の説明にもございましたが、議案が一部修正されております。タブレットに上がっているようでございます。

この件につきまして、再度、黒田総務課財政特命参事から説明をお願いいたします。

○総務課参事兼財政特命参事兼病院改革推進室長（黒田 勝樹君） 総務課、黒田でございます。まず、修正ということで、第 5 0 号議案につきまして、修正分ということでアップをさせていただいてございます。

内容のところにつきまして、再度申し上げたいと思います。まず、私のほうが午前中で欠落をしていたページということで、歳入歳出予算の補正の歳入の部分でございます。この欠落部分を 6 ページに追加をさせていただいてございます。そして、重複をしていたものでございますが、事項別明細書のところになります。これについては、1 0 ページを削除させていただいております。これで、この修正分ということで、続きのほうはこのような形で正しいということでございます。少しページのほうが先ほど私申し上げたものとずれてきてますが、この部分については御了承いただきたいと思います。

少し修正というような形になりまして、議員の皆様には非常に御迷惑をおかけしたことをおわびを申し上げます。大変申し訳ございませんでした。

○議長（澤田 俊一君） 以上で午前中に引き続き、提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑がある方。

9 番、藤原議員。

○議員（9 番 藤原 資広君） 9 番、藤原です。修正部分につきましては、入力ミスということで分かりました。ただ、こうして資料がダブるっていうことは、多分システム上に、7 号入れられたときの影響が生きてるかどうかは知りませんが、それも一応そういうシステム上、ちょっとおかしくなってないのかを確認してもらいたいのと、それと、今後の対応なんですけど、これ、ないようにしてもらわな困るんですけど、極力ないようと言われるとちょっとしんどい話になるんですけど、やっぱり載せるまでには確認してもうてからアップしてもらわないと。アップしてもうてから、あれ違うとりましたこれ違うとりました、ダブられてもちょっと困りますんで、やっぱりそこら辺のあたりの対応の仕方、今後についてちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（澤田 俊一君） 黒田総務課財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事兼病院改革推進室長（黒田 勝樹君） 総務課、黒田でござ

います。本当にあってはならないようなミスということになってきます。冒頭に御説明で申し上げたとおり、ヒューマンエラー、いわゆる電算の操作に誤りがあったということでございますので、このことについては、電算上のシステムに異常があるとかそういったものは確認は出てませんので、そういうものはないということです。ヒューマンエラー、操作の誤りということでございます。

そして、今後の対応ですが、これにつきましても申し上げましたとおりです。常日頃、2点のところ、まずは効率的に事務を行っていくということと、そして、間違いがあってはいけないので正確性ということで、私含め課員と一緒に事務のほうに取り組んでいるところでございます。今後もこういった教訓を十分に踏まえた中で、事務の改善ということについては、さらに努めてまいりたいというふうに思います。

具体的にいきますと、ヒューマンエラー、100%なくすというのは、これは現実的には難しいところです。ただ、大事なところについては、こういった大事なところについては十分にチェック機能を生かす、そういうような仕組みということで、再度、中で総務課長も含めて取組といたしますか、そういうチェック体制について整備をしていきたいなというふうに思っております。

最終的には、この結果につきましては、私が予算の編成の所管してますので、このことについては私の責任であるというふうに、その部分は十分に受け止めてますし、そういったところで、しっかりと職責果たせるようにということで、さらにそういったところに注力しながら業務のほうを進めてまいりたいというふうに思いますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（澤田 俊一君） ほかに質疑がある方。質疑ございませんか。

それでは、ここで私のほうから少し発言をさせていただきます。

午前中の黒田財政特命参事の説明の中で、神河町議会が2月26日に議決を行いました神河町一般会計補正予算（第7号）、それと、3月24日に議決を行いました同じく神河町一般会計補正予算（第8号）の補正後の予算額について、議案書に誤りがございました。このことについて事務局のほうで調べましたところ、全国町村議会議長会発行の事務提要等の中に、議決の効果については補正額そのものであって、補正後の額ではないので、議決は有効であるということを確認しておりますので、2月の26日、3月24日に議決を行いました内容につきましては有効であるということで御理解をお願いしたいと思います。

それでは、ほかに質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（澤田 俊一君） 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（澤田 俊一君） 討論を終結します。

これより第50号議案を採決します。本案については、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（澤田 俊一君） 起立全員であります。よって、第50号議案は、原案のとおり承認することに決定しました。

日程第12 第51号議案

○議長（澤田 俊一君） 日程第12、第51号議案、専決処分をしたものにつき承認を求める件（令和7年度神河町一般会計補正予算（第1号））を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第51号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、専決処分をしたものにつき承認を求める件（令和7年度神河町一般会計補正予算（第1号））でございます。令和7年4月23日に、地方自治法第179条第1項の規定によって専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定によって議会に報告し、承認を求めるものでございます。

本議案は、当初予算以降、補正要因の生じたものについて専決いたしました。

補正の要因は、寺前財産区議会において、議員欠員が生じ補欠選挙が必要となったものです。

歳入歳出予算について、歳入では財産区繰入金増額、歳出では報酬、職員手当等、財産区議会議員選挙費に係る経費増額でございます。

これらによりまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ148万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ101億3,248万7,000円とするものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、総務課財政特命参事から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（澤田 俊一君） 詳細説明を求めます。

黒田総務課財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事兼病院改革推進室長（黒田 勝樹君） 総務課、黒田でございます。それでは、第51号議案の詳細につきまして御説明を申し上げます。

まず、概要について少し申し上げたいというふうに思います。今般の補正の要因でございますが、寺前財産区議会におきまして、定数11名のうち2名の辞職によりまして欠員が生じたものでございます。定数2名について、寺前財産区議会議員補欠選挙を執行をするものでございます。

少し経緯につきまして申し上げたいというふうに思います。2名の議員の方から、令和7年3月31日をもって辞職をする旨の届出がございました。これが受理されたものでございます。

公職選挙法第34条では、選挙は、これを行うべき事由が生じた日から50日以内に選挙を行うと規定されてございます。したがって、令和7年4月1日から起算をいたしまして、令和7年5月20日までに選挙を行う必要があるということになります。また、公職選挙法第34条の選挙を行うべき事由でございますが、同法第113条第1項第6号の規定では、当選人の不足数が議員の定数の6分の1を超えるに至ったときと規定をされてございます。したがって、2名の欠員ということが選挙を行うべき事由ということになってまいります。

これを受けまして、4月の22日に選挙管理委員会が開催をされました。この中で日程等、御審議をされたところでございます。その内容につきましては、告示が令和7年5月13日火曜日、期日前投票が令和7年5月14日水曜日から17日土曜日の4日間。投票日が令和7年5月18日日曜日と決定をされたところでございます。

なお、当該補欠選挙につきましては、令和7年5月13日8時30分から立候補の届出の受付を開始をいたしまして、午後5時をもって締切りをしたところでございます。その結果、欠員2名のところ、2名の方から立候補の届出があったことから、公職選挙法第100条第4項の規定により無投票となり、当選者が確定をしてございます。これが概要でございます。

それでは、事項別明細書で御説明を申し上げます。51ページをお願いいたします。

まず、歳入でございますが、19款繰入金、3項財産区繰入金です。財産区からの繰入れで、金額につきましては148万7,000円の計上ということでございます。

続いて、歳出でございますが、2款総務費、4項選挙費、4目寺前財産区議会議員選挙費、148万7,000円の計上でございます。報酬33万1,000円、職員手当等67万4,000円、旅費7万円、需用費27万8,000円、役務費12万8,000円、使用料及び賃借料6,000円の計上でございます。

以上で詳細につきまして説明を終わらせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（澤田 俊一君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（澤田 俊一君） 質疑ないようです。質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（澤田 俊一君） 討論を終結します。

これより第51号議案を採決します。本案については、原案のとおり承認することに

賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（澤田 俊一君） 起立全員であります。よって、第51号議案は、原案のとおり承認することに決定しました。

日程第13 第52号議案

○議長（澤田 俊一君） 日程第13、第52号議案、中播公平委員会委員の選任の件を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第52号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、中播公平委員会委員の選任の件でございます。中播公平委員会は、3名の委員で構成しておりますが、そのうち、市川町の廣畑一浩委員が本年6月30日をもって任期満了いたします。廣畑委員は令和6年1月から委員を務めていただきましたが、このたび任期満了に伴い御勇退されることとなり、新任として山下茂樹氏の選任をお願いいたしたく、議会の同意を求めるものでございます。

なお、委員の任期は4年ございまして、現在、神河町の谷口勝則氏と福崎町の中塚保彦氏が就任されております。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（澤田 俊一君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（澤田 俊一君） 質疑ないようです。質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（澤田 俊一君） 討論を終結します。

これより第52号議案を採決します。本案については、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（澤田 俊一君） 起立全員であります。よって、第52号議案は、原案のとおり同意することに決定しました。

日程第14 第53号議案

○議長（澤田 俊一君） 日程第14、第53号議案、神河町農村環境改善センター設置条例を廃止する条例制定の件を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第 5 3 号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町農村環境改善センター設置条例を廃止する条例制定の件でございます。

廃止の理由は、神河町農村環境改善センターは昭和 6 0 年に建設され、当初は研修・交流施設として町内外多くの団体等が利用していましたが、利用者数の減少や施設の老朽化があり、施設の利用はほとんどなく、令和 4 年度からは指定管理施設から除外し、現在は閉館しています。今後も研修・交流施設での活用は見込めないため、設置条例を廃止し、当施設の財産区分を普通財産へ変更いたします。

なお、財産区分の変更後は、当該施設・土地の有効活用に向けて取り組んでまいります。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（澤田 俊一君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（澤田 俊一君） 質疑ないようです。質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（澤田 俊一君） 討論を終結します。

これより第 5 3 号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（澤田 俊一君） 起立全員であります。よって、第 5 3 号議案は、原案のとおり可決しました。

日程第 1 5 第 5 4 号議案

○議長（澤田 俊一君） 日程第 1 5、第 5 4 号議案、神河町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第 5 4 号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

改正の理由は、昨年８月に人事院が行った公務員の人事管理に関する報告において、仕事と生活の両立支援の充実が明記されました。この報告を受けて、人事院規則が令和７年４月２５日改正、本年１０月から施行されることに伴い改正するものでございます。

改正の内容は、妊娠、出産時や育児期の職員への面談等による両立支援制度の周知や制度利用、働き方の意向聴取及び聴取した意向への配慮を義務づけ、職員が子の年齢に応じた柔軟な働き方を選択できるよう支援するものです。

以上が提案理由並びに内容でございます。詳細につきましては、総務課長から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（澤田 俊一君） 詳細説明を求めます。

平岡総務課長。

○総務課長（平岡万寿夫君） 総務課、平岡でございます。それでは、詳細説明を申し上げます。

本条例につきましては、人事院規則１０－１１、育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務並びに深夜勤務及び超過勤務の制限並びに意向確認等が令和７年４月２５日に改正され、令和７年１０月１日施行に伴うものでございます。

まず、６ページ、新旧対照表を御覧ください。第１７条では、このたび第１９条の２を１９条の３として、１９条の２を新設するため、条ずれが発生するため改正を行うものでございます。

新設する第１９条の２は、妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等を定めたもので、第１項は妊娠期から出産以降で、仕事と育児との両立支援制度等に関する情報提供、仕事と育児との両立支援制度の利用に係る意向確認、両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る当該職員の意向確認と配慮でございます。

第２項では、３歳に満たない子を養育する職員に対する育児に係る両立支援制度に関する情報提供、意向確認等を前項と同じように定めるものでございます。

以上を反映したものを条例改正をしております。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（澤田 俊一君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（澤田 俊一君） 質疑ないようです。質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（澤田 俊一君） 討論を終結します。

これより第５４号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（澤田 俊一君） 起立全員であります。よって、第５４号議案は、原案のとおり

可決しました。

日程第 1 6 第 5 5 号議案

○議長（澤田 俊一君） 日程第 1 6、第 5 5 号議案、神河町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第 5 5 号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

改正の理由は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律が令和 7 年 1 月 8 日改正され、令和 7 年 1 0 月 1 日に施行されることに伴う条例改正でございます。

改正の内容は、これまで 1 日 2 時間の範囲内で取得できていた部分休業に加え、1 年に 1 0 日相当時間数の範囲内で、1 日の勤務時間の全部または一部について、育児時間を取得できる内容を追加するものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。詳細につきましては、総務課長から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（澤田 俊一君） 詳細説明を求めます。

平岡総務課長。

○総務課長（平岡万寿夫君） 総務課、平岡でございます。それでは、詳細説明を申し上げます。

まず、1 1 ページ、新旧対照表を御覧ください。主な改正内容を申し上げます。第 1 条では、引用箇所や字句の改正、第 1 7 条第 2 項で、部分休業できる職員を週の日数のみで認定することを定義しております。

第 1 8 条で、部分休業のうち、これまで 1 日につき 2 時間を超えない範囲内で育児休業時間を取れていたものを第 1 号部分休業と定義し、これまで同様に 3 0 分単位で取得できることを定義しております。

第 1 8 条の 2 がこのたび新たに制度設計されました第 2 号部分休業でございまして、子供の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充として定義されました。その措置として、1 年に 1 0 日相当時間数の範囲内で 1 日当たりの上限時間数なく育児時間を取得できる制度を追加するものでございます。

第 1 8 条の 3 以下は、育児休業法第 1 6 条で条例で定めると規定されました内容でございまして、1 年の期間や育児時間数などを定義をしております。

以上、詳細説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（澤田 俊一君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

3 番、小寺議員。

○議員（3 番 小寺 俊輔君） 3 番、小寺です。質疑ではないのですが、11 ページの新旧対照表、改正後のほうで、上から4行目、下線部ですね、第19条第1項から第3項の「項」の字を恐らく間違えておられると思います。軽微な間違いですので、後ほど訂正のほうをお願いします。

○議長（澤田 俊一君） 平岡総務課長。

○総務課長（平岡万寿夫君） 総務課、平岡でございます。大変申し訳ございませんでした。訂正しておわび申し上げます。どうもすみませんでした。

○議長（澤田 俊一君） ほかに質疑ある方。

〔質疑なし〕

○議長（澤田 俊一君） 質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（澤田 俊一君） 討論を終結します。

これより第55号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（澤田 俊一君） 起立全員であります。よって、第55号議案は、原案のとおり可決しました。

日程第17 第56号議案

○議長（澤田 俊一君） 日程第17、第56号議案、神河町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第56号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例制定の件でございます。改正の理由は、令和6年4月からの国民年金額の引上げに伴い、障害者総合支援法施行令が令和7年7月1日施行で改正されることで、自立支援医療制度における利用者負担区分の低所得Ⅰの基準が見直されることから、当該制度を準用している兵庫県福祉医療費助成事業実施要綱の一部を改正、令和7年7月1日から施行する通知がありました。

これに準じて、神河町福祉医療費助成条例に規定の所得を有しない者及び低所得者並びに高齢期移行者の助成対象者区分Ⅰ、区分Ⅱの基準となる公的年金等の支給を受ける

者の合計所得金額 80 万円以下を 80 万 9,000 円以下に改正するものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（澤田 俊一君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（澤田 俊一君） 質疑ないようです。質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（澤田 俊一君） 討論を終結します。

これより第 56 号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（澤田 俊一君） 起立全員であります。よって、第 56 号議案は、原案のとおり可決しました。

日程第 18 第 57 号議案

○議長（澤田 俊一君） 日程第 18、第 57 号議案、姫路市中播消防署北部出張所建替工事請負契約の件を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第 57 号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、姫路市中播消防署北部出張所建替請負契約の件でございます。

本件は、姫路市中播消防署北部出張所を神河町柏尾地内に建て替えるもので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

姫路市中播消防署北部出張所は、面積 5,328.02 平方メートルの敷地内に、鉄骨造り平家建ての事務室及び車庫、仮眠室 10 室等の本体工事と併せて駐輪場と屋外倉庫各 1 棟を建設、建築面積は 534.90 平方メートル、延床面積 520.92 平方メートルで、その他、敷地内にはヘリポート、水出し操法の訓練スペースのほか、ホースリフター、緊急出動掲示板等を整備するものでございます。

契約の金額（工事請負金額）は税込み 2 億 6,444 万円、契約の相手方（工事請負業者）ですが、株式会社坪田工務店、工期を令和 8 年 2 月 27 日とし、消防署の運用開始は令和 8 年 3 月上旬を予定しております。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、住民生活課長から御説明いたしますので、よろしく御審議をお

願いいたします。

○議長（澤田 俊一君） 詳細説明を求めます。

井出住民生活課長。

○住民生活課長（井出 博君） 住民生活課、井出でございます。それでは、第57号議案の詳細説明をさせていただきます。

2ページの工事請負契約に関する附属説明書を御覧ください。

1、入札の状況、(1)入札の日時、場所及び工事名ですが、日時は令和7年5月30日金曜日午前10時15分、場所は、神河町役場2階総務課におきまして、姫路市中播消防署北部出張所建替工事、事後審査型条件付一般競争入札を電子入札により行いました。

次の(2)、応札業者及び入札書記載金額ですが、記載のとおり2億4,040万円で、株式会社坪田工務店が落札候補者でございます。

続いて、(3)契約金額は、消費税及び地方消費税10%を加算した額、2億6,444万円で、本契約の御承認をいただきましたら、本日付で契約をさせていただく予定です。

2、契約相手方の経歴ですが、建築工事過去2か年平均の工事出来高並びに資本金につきましては、記載のとおりでございます。

3、工期予定は、本契約を御承認いただきましたら、着手を本日6月11日、完了は令和8年2月27日とし、3月上旬には北部出張所の運用が開始できるよう進めてまいります。

次の3ページをお願いします。株式会社坪田工務店の工事経歴書となります。

4ページの工事概要、参考資料のほうをお願いいたします。①、②の工事名、工事場所は記載のとおりでございます。③敷地面積は5,328.02平方メートル、④構造は鉄骨造り平家建て、⑤基礎については、柱下に単独で基礎を設ける独立基礎とし、それぞれの基礎部分下には地盤改良を施します。⑥階数は地上1階、⑦面積は、建築面積が5,349.0平方メートル、延べ床面積は5,209.2平方メートル、そのうち事務室及び車庫、仮眠室10室等の消防署本体部分が4,935.6平方メートル、駐輪場が620平方メートル、屋外倉庫が211.6平方メートルとなります。⑧工事内容については、建築主体工事、電気設備工事、給排水衛生設備工事、冷暖房換気設備工事のほか、外構工事として敷地全体の舗装工事及び雨水排水工事、囲障工事として敷地周辺にメッシュフェンスと県道歩道側に防護柵、敷地北側には水出し操法用の訓練スペースと防水壁を設置、その他工事として自転車置場、ホースリフター、緊急出動掲示板、屋外倉庫などのほか、敷地西側の空きスペースにヘリポートを整備いたします。

家具工事として、姫路市消防局との打合せにより、記載の固定家具、備品等を建て替え工事で整備いたします。

5ページ以降は、鳥瞰図、配置図などの図面を添付しておりますので、御確認いただきたいと思います。

以上が詳細説明でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（澤田 俊一君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑がある方。

11番、栗原議員。

○議員（11番 栗原 廣哉君） 1点確認したいんですけど、令和8年3月から運用開始ということなんですけど、中播消防署の福崎のほうは、これ、いつ頃になるんか。それと、無線等の関係があると思うんですけど、福崎のほうは旧の消防署から発信して無線をこっちへ通すんか、その辺のところ、ちょっと教えてください。

○議長（澤田 俊一君） 井出住民生活課長。

○住民生活課長（井出 博君） 住民生活課、井出でございます。本署の開始時期です。今の予定では、令和8年中ということで、12月頃ということで聞いておりますけれども、少し詳細につきましてははっきり決まてはいないというところですけども、計画としては12月の完成というふうには聞いてございます。

無線につきましては、まず、福崎、本署につきましては、新しいシステムを本署のほうに導入されて、それを建て替え後に移設するというふうに聞いております。以上でございます。

○議長（澤田 俊一君） 11番、栗原議員。

○議員（11番 栗原 廣哉君） ちょっとよく分からないんですけど、こちらの運用が令和8年3月から運用ということですよ。結局、本署のほうは8年の12月までに完成するやろと。連携を取るんに、どういうふうにするんかというのが私、ちょっと分からないんですけど、その辺のところ、もう一回教えてください。

○議長（澤田 俊一君） 井出住民生活課長。

○住民生活課長（井出 博君） 住民生活課、井出でございます。本署が建て替えるまでは、既存の本署で業務をされるということでございます。今回、姫路消防局が新しい消防指令システムを導入されるということになってございますので、その関係で、姫路消防局の整備に併せて、北部出張所につきましては令和7年度中に整備をさせていただいております。しかしながら、本署につきましては工事が遅れておりますので、新しいシステムにつきましては、現中播消防署にまずは導入して、そこで北部出張所も連携していくと。令和8年度中に新しい本署の建設が終わりましたら、そちらにシステムを移設しまして、そちらとの連携という形にはなつてこようかなと思います。以上でございます。

○議長（澤田 俊一君） よろしいでしょうか。

ほかに質疑ある方。

1番、小島議員。

○議員（1番 小島 義次君） 1番、小島です。ちょっと簡単なことですが、お尋ねします。

4ページの工事概要のところでですけど、⑤番、基礎等のところで、独立基礎ってあります

ところですね。説明のときに地盤改良ということが出てきましたけど、これは、あの辺りの土質がちょっと弱いから、こういう地盤改良をして、その上に基礎を乗せるというふうに捉えてよろしいでしょうか。

○議長（澤田 俊一君） 井出住民生活課長。

○住民生活課長（井出 博君） 住民生活課、井出でございます。ボーリング調査をした結果ということで、弱いということではありませんですけども、鉄骨造りということで、一定の基礎が必要ですよということを聞いております。地盤改良につきましては、そういった部分で支持力を見て地盤改良されるということですけども、それほど軟弱な地盤ということは確認はしてございません。以上でございます。

○議長（澤田 俊一君） よろしいでしょうか。

ほかに質疑ある方。

3番、小寺議員。

○議員（3番 小寺 俊輔君） 3番、小寺です。入札公告によりますと、神河町以外の業者が落札した場合は、郡内の業者に下請率を10%以上というふうに書かれてました。栗賀小学校跡地では10%が達成できなくて、その当時、いろいろ委員会等々で審議させていただいたときに、今後は契約書にその旨を記載したいという副町長なりの発言もあったかと思います。今回、これが無事に可決した場合に、その旨を契約書に記載されるのかどうかをお尋ねします。

○議長（澤田 俊一君） 前田副町長。

○副町長（前田 義人君） 前田です。記載するというふうな発言もさせていただきました。といいますのは、記載してないと求められないということがありましたので、記載しようというふうにお話をさせていただきました。その後の常任委員会の中でも、他市町の様子とか弁護士の話聞いた上でお話しさせていただいたのが、公正取引という考え方からすると、自治体が地域の利益のために何%という設定をするのは特段問題はないということですが、結果まで求めるということが公正であるかというところに疑問が残るという話があります。他市町と同じ取扱いと今回もしたいと思ってます。

結論で言いますと、同じ扱いということは、10%を極力求めますが、結果、達成できなかったときにペナルティーまでは設けないと、あくまでも努力目標ということで求めていきたいという取扱いにしたいと考えてます。以上です。

○議長（澤田 俊一君） 3番、小寺議員。

○議員（3番 小寺 俊輔君） 小寺です。確認です。そしたら、もう一応契約書には一切記載はしないと、努力目標についても記載しないというふうな理解でよろしいんですかね。私、個人的には、その10%を必ず必達するという一文を記載するまでいなくても、せめて契約書の中にも10%達成するように努力をしてくださいます的な一文をぜひ入れていただきたい。今まででしたら入札公告だけに書いてあって、契約書には一切うたってなかったの、全く意味のない入札公告になってますんで、その法的な分とか

公平公正な部分でいろいろ問題があるっていうことでしたら、せめて努力義務を契約書に記載していただきたいなど。住民生活課長の説明では、本日直ちに契約ということなので、今回間に合うかどうか分かりませんが、ぜひぜひ、私はそのように考えているということをお伝えしておきます。以上です。

○議長（澤田 俊一君） 前田副町長。

○副町長（前田 義人君） おっしゃるとおりかというふうに感じました。努力義務ということで取り扱っていきたいと思いますので、今、担当課で準備をしていると思うんですが、契約書を確認の上、努力義務であるということを明記するような契約ができるように努めていきます。ありがとうございます。

○議長（澤田 俊一君） ほかに質疑ある方。

〔質疑なし〕

○議長（澤田 俊一君） それでは、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（澤田 俊一君） 討論を終結します。

これより第 5 7 号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（澤田 俊一君） 起立全員であります。よって、第 5 7 号議案は、原案のとおり可決しました。

日程第 1 9 第 5 8 号議案

○議長（澤田 俊一君） 日程第 1 9、第 5 8 号議案、神河町立寺前幼稚園長寿命化改良工事請負契約の件を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第 5 8 号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町立寺前幼稚園長寿命化改良工事請負契約の件でございます。本件は神河町立寺前幼稚園の長寿命化改良工事で、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

神河町立寺前幼稚園は、平成 7 年度に現在の園舎を開設し、3 0 年が経過しております。園舎は経年劣化による老朽化が進み、今回の長寿命化改良工事により、外壁、屋根、床、サッシ、照明の L E D 化、空調機器、トイレなどを改修するものでございます。

契約の金額（工事請負金額）ですが、税込み 1 億 3, 0 9 0 万円、契約の相手方（工事請負業者）は、株式会社片岡建設、工期を令和 8 年 1 月 3 0 日としております。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、教育課長から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（澤田 俊一君） 詳細説明を求めます。

児島教育課長。

○教育課長兼給食センター所長（児島 浩司君） 教育課、児島でございます。第58号議案について詳細説明を申し上げます。

10ページを御覧ください。入札の状況でございます。入札の日時、場所、工事名ですが、令和7年5月30日金曜日午前10時から、役場2階総務課におきまして、神河町立寺前幼稚園長寿命化改良工事事後審査型条件付一般競争入札を兵庫県電子入札共同運営システムにより行いました。結果につきましては、予定価格は1億4,707万6,000円、最低制限価格は1億736万5,000円でございます。落札価格は1億1,900万円であり、落札率は約81％となっています。

契約金額は、消費税10％を加算した額で、1億3,090万円でございます。本契約の御承認をいただきましたら、本日付で契約する予定でございます。

契約の相手方の経歴でございます。工事出来高と資本金につきましては記載のとおりでございます。工期予定は、着手につきましては、御承認をいただきましたら、本日6月11日とし、完了は令和8年1月30日の予定でございます。

次に、11ページを御覧ください。株式会社片岡建設の工事経歴書を添付しておりますので、後ほど御確認お願いしたいというふうに思います。

次に、12ページを御覧ください。工事概要をつけております。まず、全体の計画でございます。①工事名、②工事場所は記載のとおりでございます。③敷地面積は2,365平方メートル、④構造は鉄骨造り平家建て、⑤建築面積につきましては、482.45平方メートル、延べ床面積は753.83平方メートル、⑥工事の主な内容といたしましては、外装はサイディング貼り替え、屋根のふき替え、内装はサッシの複層ガラス、床フローリングの更新、電気設備としましては照明のLED化、音響設備更新、機械設備はエアコンの更新、トイレの乾式化、洋式化、給湯器更新などの改修となります。

なお、工事期間中につきましては、幼稚園及び預かり保育の開設日であり、工事による騒音や幼稚園児並びに幼稚園教諭の安全面などを考慮し、通常の幼稚園生活を送ることに支障を来すため、寺前小学校の空き教室を活用し、幼稚園及び預かり保育の保育室として運営する予定としております。

以上が詳細説明でございます。よろしく御審議お願いいたします。

○議長（澤田 俊一君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ある方。

1番、小島議員。

○議員（1番 小島 義次君） 1番、小島です。ちょっと簡単なことで、もし分ければ

教えていただきたいと思います。

まず1つ目は、トイレの乾式化ですね、これはどういうタイプなのでしょうか。ちょっとイメージがつかないんですけど。

それと、屋根のふき替えですね。今現在の幼稚園見ますと、かなりさびてきています。多分30年間たってあの状態ではなかったかな、何回かペンキか何かされているんじゃないかと思うんですけども。今度のフッ素のガルバリウム鋼板、これは何年ぐらいもつかないというところ、分かれば教えてください。

以上、2点お願いします。

○議長（澤田 俊一君） 児島教育課長。

○教育課長兼給食センター所長（児島 浩司君） 教育課、児島でございます。まず、トイレの乾式化でございます。今現在、タイル張りのところをフローリングになりまして、清潔面、衛生面を配慮した乾式化トイレにする予定としております。なお、トイレにつきましては、神河中学校、寺前小学校、神崎小学校については、もう既に乾式化が済んでおりますので、今回の寺前幼稚園につきましても乾式化を行いたいというふうに思います。

屋根材ですけれども、13ページの右上のほうの四角囲みに、屋根仕様という、すみません、小さいですけれども、書かせていただいております。元旦ダンツキルーフという鋼板でございます。申し訳ございません、耐用年数までは調べておりませんが、耐火・耐風・断熱性を持った素材であるということは確認しております。以上でございます。

○議長（澤田 俊一君） よろしいでしょうか。

ほかに質疑ある方。

2番、木村議員。

○議員（2番 木村 秀幸君） 2番、木村です。10ページの(2)で、一番下の株式会社松本組の、この無効っていう内容を教えていただきたいです。

○議長（澤田 俊一君） 平岡総務課長。

○総務課長（平岡万寿夫君） 総務課、平岡でございます。入札におきまして、提出された書類が不備であったということでございます。以上でございます。

○議長（澤田 俊一君） よろしいでしょうか。

ほかに質疑ある方。

〔質疑なし〕

○議長（澤田 俊一君） 以上で質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（澤田 俊一君） 討論を終結します。

これより第58号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（澤田 俊一君） 起立全員であります。よって、第 58 号議案は、原案のとおり可決しました。

日程第 20 第 59 号議案

○議長（澤田 俊一君） 日程第 20、第 59 号議案、令和 7 年度神河町一般会計補正予算（第 2 号）を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第 59 号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、令和 7 年度神河町一般会計補正予算（第 2 号）で、補正予算（第 1 号）以降、補正要因が生じたものについて補正するものでございます。

まず、第 2 表、債務負担行為の追加でございます。峰山高原滞在型健康づくり施設仮設浄化槽リース料及び浄化槽更新工事請負費で、期間は令和 7 年度から令和 8 年度まで、限度額は合わせて 1 億 6,130 万円の設定でございます。

続いて、第 3 表、地方債で、過疎地域持続的発展特別事業ほか 2 事業の限度額の補正です。

歳入歳出予算の補正の主な要因は、歳入では、社会保障・税番号システム整備費補助金、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金、今回の補正における財源調整として財政調整基金繰入金金の増額、県支出金、自動録音電話機等普及促進事業補助金、コミュニティ助成事業助成金の減額等でございます。

次に、歳出では、人事異動などに伴う人件費の補正、固定資産税過誤等還付金・返還金、水車公園トイレ屋根改修工事、グリーンエコー笠形グラウンドゴルフ場維持管理費、ひと・しごと・未来館駐車場舗装修繕工事等の増額です。

これらによりまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 億 331 万 3,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 102 億 3,580 万円とするものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、総務課財政特命参事から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（澤田 俊一君） 詳細説明を求めます。

黒田総務課財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事兼病院改革推進室長（黒田 勝樹君） 総務課、黒田でございます。それでは、第 59 号議案の詳細につきまして御説明を申し上げます。

まず、6 ページのほうをお願いをいたしたいと思います。6 ページは、第 2 表の債務

負担行為の補正でございます。新たに債務負担行為の事項を追加をさせていただくものでございます。

内容につきまして申し上げます。峰山高原滞在型健康づくり施設、これにつきましては、ホテル・リラクシア、従業員の寮及び公衆用トイレを指してございます。この施設に付随をしております浄化槽が設備の故障によりまして機能しなくなったことに起因をしてございます。

求められる対応としては2点あります。1点目が、浄化槽の継続的機能を確保するため、緊急応急的対応として、仮設の浄化槽を設置するということでございます。2点目が、この浄化槽でございますが、設置をされてから実に49年経過をしております。浄化槽の耐用年数というのは50年というふうにお聞きをしていますが、もう来年度には50年に達するということです。49年経過してまして、躯体の老朽化が激しく、更新を考えていく、この必要性が迫られているということでございます。

これが債務負担行為を設定をしている背景にございます。

表のほうを御覧いただきたいと思います。事項1、仮設浄化槽リース料で、期間につきましては令和7年度から令和8年度まで、限度額につきましては2,130万円の設定でございます。令和7年度からの複数年の契約を締結するために債務負担行為を設定をしたいというものでございます。なお、令和7年度歳入歳出予算に計上していく額につきましては1,120万円を予算計上ということでさせていただいてございます。

続いて、事項2でございます。浄化槽更新工事請負費になります。期間につきましては令和7年度から令和8年度まで、限度額につきましては1億4,000万円の設定でございます。これにつきましても、令和7年度からの複数年の契約を締結するため、債務負担行為を設定したいという趣旨でございます。令和7年度の歳入歳出予算に計上する額につきましては、計上予定がございません。いわゆるゼロ債務設定とさせていただきたいというふうに考えてございます。本年度につきましては、入札、議会の議決をいただければ、また契約の締結というふうなところを想定、予定をしております。

続いて、少し飛びますが、32ページを御覧いただきたいと思います。32ページには、この浄化槽の更新につきまして、スケジュールを掲載をしてございます。色塗り等をしてるところがこのスケジュールの中心ということで御覧いただければというふうに思います。議決をいただければ、このスケジュールに基づき、事業の執行を進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

次に、少し戻っていただいて、25ページをお願いいたします。25ページは、支出予定額に関する調書ということでございます。

少し内容につきまして申し上げます。現年度分で、事項、限度額、これにつきましては、先ほど申し上げたとおりでございます。それから、前年度までの支出見込額につきましては、それぞれに金額はゼロということでございます。当該年度以降の支出予定額としましては、浄化槽のリース料が2,130万円、財源の内訳としては、今現在のところ

ろでは一般財源ということで2,130万円を予定をしてございます。

続いて、下段の浄化槽の更新工事請負費でございます。当該年度以降の支出予定額ですが1億4,000万円、財源の内訳につきまして申し上げます。特定財源としましては、地方債を予定しておりますが、これにつきましては過疎債ということで考えてございます。同額の1億4,000万円を予定をしてございます。

以上が債務負担行為の補正の要旨ということでございます。

続きまして、7ページをお願いいたします。7ページにつきましては、第3表の地方債の補正でございます。

まず、1、過疎地域持続的発展特別事業でございます。これは過疎債のソフト分でございます。発行可能額が確定いたしました。それに伴いまして120万円を増額をさせていただき、限度額につきましては5,510万円とするものでございます。この過疎債のソフト分でございますが、発行額に制限があるため、病院支援を中心に事業充当をさせていただいてるところでございます。

少し充当している事業を申し上げますが、医師修学資金の貸与金で240万円、それから、神戸大学の寄附講座寄附金、これが3,300万円、神戸大学医学研究科腎泌尿器科先端医療技術開発寄附金事業、これに2,000万円のうち1,970万円を充当をしたことになります。差額は30万円あるんですが、これは一般財源の対応ということで考えてございます。

続いて、5、観光施設整備事業でございます。1,320万円を増額させていただきまして、限度額を5,040万円とするものでございます。債務負担のところでも申し上げましたが、峰山高原滞在型健康づくり施設浄化槽の更新工事、これの設計委託料を歳入歳出予算に計上しておりますが、これに係るものを起債の対象ということにしております。起債の種類なんですが過疎債を予定をしているということです。

続いて、14のJアラート受信機更新事業でございます。これは新規に追加をさせていただきます。限度額につきましては330万円の設定でございます。起債の種類ですが、緊急防災・減災事業債を予定をいたしてございます。

これらにより、限度額の総額でございますが、1,770万円を追加させていただきまして、11億6,370万円とするものでございます。

なお、35ページに参考資料を掲載をいたしてございますので、後ほど御参照いただければというふうに思います。

以上が地方債補正の要旨でございます。

それでは、歳入歳出予算について御説明を申し上げたいと思います。事項別明細書11ページをお願いいたします。

まずは、歳入でございます。

15款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金でございます。2,244万円の増額計上とさせていただいております。

まず、社会保障・税番号システム整備費補助金が534万6,000円の増額でございます。これにつきましては、内容が2点ございます。まず1点目が、戸籍の振り仮名の記録整備に係るものでございまして、戸籍システムの機能追加のためのシステム改修費になります。金額的に申し上げますと297万1,000円の増額という計上になります。そして、すみません、この経費なんです、当初の予算では、歳出のみの計上をさせていただいてございます。事業名で申し上げますと、総合行政用のコンピュータ運営事業ということでくくりをしております。当初予算時におきましては、国からの補助金額が示されていなかったものでございます。2点目でございます。戸籍の振り仮名通知はがきに音声コードを付すということになりました。はがきの仕様を変更するもので、237万5,000円の増額でございます。これらは国が進めてる事業ということで、補助率につきましては10分の10でございます。

続いて、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金でございます。1,709万4,000円の増額計上とさせていただいてます。内容につきましては、定額減税に伴う調整給付金、不足給付に関する給付額、それから事務費が交付をされるものでございます。補助率につきましては、これも国の進めてるものということで、原則的には10分の10ということでございます。

続いて、16款県支出金、2項県補助金、2目民生費県補助金、自動録音電話機等普及促進事業補助金でございますが、50万円の減額ということになりました。

少し経緯も含めまして、詳しく御説明をさせていただきたいと思います。まず、当初予算におきましては、歳入歳出予算1台当たり1万円、50台分50万円の予算計上をしたところでございます。令和7年の2月の7日付で、兵庫県のほうから事務連絡がございました。内容は、令和7年度の兵庫県の特殊詐欺関連施策についてという通知が来たところでございます。内容につきましては、自動録音電話機等普及促進事業については、1月31日時点で、県のほうでは2万2,860件の申請があり、県内の一定の需要に対応できているため、電話機の購入補助事業は令和6年度限りで終了するというような内容です。また、令和7年度からなんです、特殊詐欺に加えて、急増してますSNS型の投資・ロマンス詐欺も含めた幅広い啓発に引き続き取り組んでいくということで、電話機購入補助の活用が難しかった独居高齢者等を対象に、外づけの自動録音装置の無償配付事業を予定しているというような内容でございます。

今般の補正では、歳入の県補助金のみ減額をさせていただきたいというふうに思っております。引き続き自動録音電話機等普及促進事業は継続していくこととしてございます。当町としては、この特殊詐欺関連施策は非常に大事な施策というふうに位置づけもしております。新たなフェーズにも入ってきたということで、それらを踏まえ、今後も兵庫県と関係機関と連携し、取組を進めてまいりたいというふうに考えてございます。

次に、4目の農業費県補助金でございます。農業経営法人化支援補助金331万8,000円の増額計上でございます。集落営農活性化プロジェクト事業補助金で、共同利用

の機械の導入を支援するというものでございます。

次に、7目の教育費県補助金でございます。フリースクール等へ通う児童生徒への支援事業補助金でございます。小学校が12万円、中学校が18万円、合わせまして30万円の増額計上とさせていただきます。

内容なんですが、不登校児童生徒の多様な教育機会の確保につなげていくため、民間で活動する不登校児童生徒を持つ家庭の経済的負担を支援をさせていただくというような事業でございます。1人当たり月1万円を上限としまして、補助対象経費の2分の1以内かつ保護者の負担額を超えないものというふうな規定になってございます。

続いて、3項県委託金、5目土木費県委託金でございます。土地利用規制等対策交付金、2,000円の減額です。県からの交付内示によるものでございまして、内示額につきましては3,000円ということでございます。

続いて、19款繰入金、2項基金繰入金、1目公共施設維持管理基金繰入金でございます。2,300万円の増額計上でございまして、まず、充当していくものでございますが、水車公園のトイレ棟の屋根の修繕工事に1,300万円、それから、峰山高原スキー場人工降雪機高圧ポンプの修繕に1,000万円を充当予定でございます。補正後の残高見込みを少し申し上げたいと思います。残高見込みなんですが2億7,687万7,000円でございます。

続いて、6目の財政調整基金繰入金でございます。3,615万7,000円の増額でございます。これにつきましては、今回の補正の財源調整のため増額計上をさせていただいております。これにつきましても、補正後の残高見込みを申し上げます。13億6,827万3,000円の見込みでございます。

次に、11目企業版ふるさと納税基金繰入金でございます。400万円の増額計上をさせていただきます。これにつきましては、大鉄工業様からの寄附金を、これを原資としまして、ひと・しごと・未来館駐車場の舗装工事に充当をする予定でございます。

続いて、21款諸収入、2目雑入、コミュニティ助成事業助成金、310万円の減額となります。一般社団法人自治総合センターからの助成金でございますが、当初予算では3件予算化をしておりました。残念ながら1件が不採択ということになりましたので、減額ということをお願いしています。

次のページ、12ページになりますが、最後の22款町債につきましては、第3表の地方債補正で御説明を申し上げたとおりでございます。

続いて、13ページ、歳出でございます。歳出なんですが、まず、歳出全般にわたって、人件費につきまして、4月の人事異動、各課での担当替え、共済費保険料の変更、その他の異動に伴う補正、また、会計年度任用職員の採用等に伴う補正、そして、人件費に係る特別会計の繰出金の補正をしてございます。なお、各科目での給料・職員手当・共済費等々の説明につきましては割愛をさせていただきます。

それでは、少し飛びますが、27ページの給与費明細書をお願いをいたします。一般職、(1)の総括でございます。区分、比較欄で、外書き両括弧上段につきましては再任用職員、両括弧の下段につきましては会計年度任用職員となっております。一般会計の合計で、給料257万5,000円の減額、職員手当291万9,000円の増額、共済費230万4,000円の増額で、合計で264万8,000円の増額補正でございます。そして、再任用につきましては、合計欄を見ていただいて28万円の増額となっております。会計年度任用職員につきましては、同様に合計欄を見ていただいて713万4,000円の増額計上ということでございます。

戻っていただいて、13ページをお願いをいたします。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正財源の内訳でございます。国庫支出金297万1,000円につきましては、社会保障・税番号システム整備費補助金、それから、地方債は120万円でございますが、過疎地域持続的特別事業債で、一般財源からの振替となっております。

続いて、15ページをお願いをいたします。6目の企画費でございます。コミュニティ助成事業助成金、310万円の減額です。ちょっと地区で申し上げますと、3件申請をしたんですが、大山区、杉区、猪篠区の3件を自治総合センターのほうに申請をしておりました。大山区と杉区の2件につきましては採択となったんですが、残りのところについては不採択ということで、所要額を減額をさせていただくものでございます。

次に、8目諸費でございます。町税過誤等還付金34万5,000円、それから町税過誤等返還金235万2,000円、合わせまして269万7,000円の増額でございます。これにつきましては、平成18年から令和6年までの固定資産税の課税誤りにより還付及び返還が必要となったものでございます。少し対象物件を申し上げますが、福本地内の家屋ということでございます。過誤内容は、家屋として認定できないものを認定していたもの、また、不認定に付随しまして、土地についても宅地から宅地介在雑種地に修正が必要となったものでございます。

還付金と返還金の区分けをしておりますが、還付金につきましては、地方税法の規定により5年間遡及し還付するものでございます。また、返還金につきましては、神河町固定資産税等に係る返還金交付要綱に基づき、地方税法の規定により還付することができない還付不能金と呼んでおりますが、これを交付するものとして整理をしております。

次に、過年度社会資本整備総合交付金返還金でございます。定住促進分でございます。12万9,000円の増額でございます。これにつきましては、住宅のリフォーム支援事業補助金でございます。補助金利用者の町外転出によるもので、対象は2件。令和2年度の利用者がありまして、これが、補助率が45%で、金額にしますと10万6,200円。令和3年度の利用者につきましては、補助率が23%で2万1,896円となっております。

続いて、次のページをお願いをいたします。16ページでございます。3項の戸籍住

民基本台帳費でございます。戸籍振り仮名名通知作成委託料で237万5,000円の増額です。歳入のほうでも少し御説明を申し上げましたが、戸籍の振り仮名通知はがきに音声コードを付すため、はがきの仕様を変更をするものでございます。この目的なんです、広くバリアフリーに対応していくというものでございます。

続いて、3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費でございます。物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業で、定額減税に伴う調整給付金、不足額給付事業でございます。1,709万4,000円の増額計上です。需用費は22万円、役務費が41万4,000円、そして、システム導入委託料として253万円、不足額給付金につきましては1,393万円の計上としております。

給付金の概算の対象者でございますが、住民税均等割と所得割を納める納税義務者を710人、それから、非課税納税者82名、合わせて792人を見込んでございます。

33ページから34ページのほうには不足額給付の概要を掲載しておりますので、また後ほど御参照をいただければというふうに考えてございます。

次に、住まいの改良相談員委託料24万円を計上をさせていただいてます。これにつきましては、人生いきいき住宅助成事業に係るもので、条例等の中で外部の建築士を、3種の中のうち建築士ということで選定をするということになってまして、外部の建築士に1回1万5,000円で委託する旨で予定をしているものでございます。

続いて、17ページをお願いいたします。4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費でございます。ケアステーション事業特別会計繰出金486万7,000円という部分でございますが、この繰出金のうち400万円につきましては、ケアステーションかんざきの専用駐車場の用地の購入経費として繰り出しを予定をしております。

続いて、19ページをお願いいたします。5款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費、集落営農活性化プロジェクト促進事業補助金331万8,000円の増額計上です。法人化によります効率的な生産を推進するため、共同利用の機械導入に対し支援をするものでございますが、対象となっております法人は農事組合法人越知谷営農で、トラクターの購入を申請をされてございます。

次に、5目の農業施設管理費です。1,401万1,000円の増額計上です。この費目は、水車公園内の公衆トイレ棟の屋根の改修関連の経費を計上をさせていただいてます。トイレ棟の屋根は、現在檜皮ぶきでございますが、昨年度から鳥類による被害が発生をしておりました。当初予算の段階では部分的な補正で対応できるだろうということで予定をしておりましたが、最近、被害状況の悪化が顕著であるため、檜皮ぶきから瓦ぶきに改修をしたいというものでございます。そのため、当初予算に計上しておりました修繕料につきましては、298万4,000円を減額をさせていただきまして、また新たに設計監理委託料など99万5,000円、それから改修工事請負費1,600万円を計上をさせていただいております。財源等につきましては、公共施設の維持管理基金を充当予定をしております。

続いて、21ページをお願いいたします。6款の商工費、2目観光振興費でございます。この費目での補正計上につきましては、主に2点ございます。まず、1点目が、グリーンエコー笠形のグラウンドゴルフ場の維持管理費の計上でございます。2点目が、第2表の債務負担行為で御説明を申し上げましたが、峰山高原滞在型健康づくり施設に付随します浄化槽の更新経費を計上をしております。

まず、グラウンドゴルフ場の維持管理費なのですが、これにつきましては非常に取組が遅れており、御心配をおかけしているところでございます。需用費、消耗品21万円、燃料費として10万円、管理委託料として56万5,000円、また、クラブハウスの使用料として9万6,000円等の計上をさせていただいております。引き続き、適正な管理運営に努めてまいりたいというふうに考えてございます。

次に、浄化槽の関係なのですが、設計業務委託料を1,320万円、仮設浄化槽のリース料1,850万円を計上をさせていただきました。なお、財源の関係なのですが、少し前のページに戻りますが、20ページになりますが、地方債として、過疎債1,320万円を充当予定としております。

その他になりますが、需用費、修繕料で、峰山高原スキー場人工降雪機高圧ポンプの点検修繕ということで、少し金額がかかるんですが1,034万円。それから、グリーンエコー・ホテルモンテ・ローザの誘導灯のLED化に370万3,000円、合わせまして1,404万3,000円を計上をさせていただいております。

続いて、7款の土木費、1項土木管理費、1目土木総務費、需用費、消耗品で2,000円の減額でございますが、土地利用規制等対策交付金の額の決定により減額をさせていただいております。

次のページ、22ページになります。2目の住宅建設費です。ひと・しごと・未来館駐車場舗装工事請負費400万円の増額計上でございます。隣接をしております消防署の造成工事により、駐車場が狭くなった状態というふうになってございます。既存の花壇等を少し撤去をさせていただいて、舗装等を含めて、来客者の安全と利便性の向上を図るために駐車場スペースを確保したいというふうなものでございます。これ、完了すれば、15台の駐車スペースができる予定でございます。財源につきましては、企業版のふるさと納税基金を充当をさせていただく予定でございます。

続いて、8款消防費、4目災害対策費、Jアラート機器更新業務委託料330万円の増額です。これは、消防庁から県の通達によりまして、導入から5年以上経過しているJアラート受信機の更新を行うというものでございます。なお、財源につきましては、これらの省庁のほうから緊急防災・減災事業債が充当できるということになってございますので、この充当を予定をしております。

最後になります。9款の教育費でございます。歳入で、教育費県補助金のところで御説明をいたしました、フリースクール等へ通う児童生徒への支援事業補助金を計上をさせていただいてます。小学校では2名で24万円、中学校では3名で36万円というこ

とで計上をさせていただいてございます。

以上で詳細の説明については終わらせていただきます。よろしく御審議をお願いをいたします。

なお、36ページから37ページに少し、戸籍の振り仮名名の通知作成の追加資料を掲載をさせていただいてございます。これにつきましては、担当します住民生活課の井出課長のほうから引き続き御説明をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

以上で、私からの詳細説明につきましては、これで終わらせていただきます。よろしくお願いをいたします。

○議長（澤田 俊一君） 続いて、詳細説明を求めます。

井出住民生活課長。

○住民生活課長（井出 博君） 住民生活課の井出でございます。それでは、36ページの戸籍振り仮名通知作成委託料の追加資料の御説明をさせていただきます。

戸籍に振り仮名を記載する制度につきましては、令和5年6月に戸籍法の一部改正を含む改正法が成立し、令和7年5月26日に施行されております。

この戸籍に振り仮名を記載するための事務作業として、令和5年12月補正により、作業内容1に記載の戸籍振り仮名通知を行うためのデータ抽出に係るシステム改修を実施しております。この抽出データを用いまして、令和7年度当初予算で戸籍振り仮名通知はがき、この時点では音声コードをつけない仕様として作成委託料36万3,000円を計上しておりました。四角の枠内の6月補正を行う理由ですけれども、令和6年8月に実施の法務省説明会では、通知はがきに音声コードをつけることについては任意ということにされておりました。この音声コードにつきましては、下の米印に記載しておりますように、はがき等の紙媒体に掲載された印刷文字情報をデジタルの音声情報に変えるための二次元のバーコードとなります。この音声コードをあらかじめ専用のアプリケーションをダウンロードしたスマートフォンのカメラをかざして読み取りますと、はがき等の紙媒体に記載された内容を読み上げるといったものでございます。

当初予算の段階ではこの音声コードは任意とされていたことや、見積りを徴収した印刷業者から、この音声コードの対応はできないというような御回答がございましたので、音声コードをつけないという判断をしておりました。しかしながら、今年2月に開催されました姫路市を含めた神崎郡戸籍住民基本台帳事務協議会の研修会において、姫路市、市川町、福崎町では、音声コードつきのはがきで作成されるということを確認しました。さらに、当該事業の補助金を取りまとめをされている神戸地方法務局に県内の状況を確認しましたところ、多くの市町では、この音声コードつきとしてはがきを作成されることを確認しております。このように、同じ戸籍振り仮名通知はがきがありながら、他市町から届く通知はがきと当町から発送されるものが異なるということは住民サービスとして好ましくないという判断をいたしまして、他市町と同様に音声コードつきに変更す

ることといたしました。

変更に伴う補正額につきましては、作業内容 2 に記載のように、委託料 2 3 7 万 5, 0 0 0 円の増額ということでございます。

対象となる視覚障害者の方の人数につきましては、本籍地からの通知ということでございますので、町外に居住されている方もおられますので把握はできませんけれども、町内に住民登録がある身体障害者手帳をお持ちの視覚障害者の方は 2 3 名おられます。

3 7 ページの事務スケジュールを御覧ください。通知はがきにつきましては、5 月 2 6 日の改正法施行日から遅滞なく通知することとされており、おおむね 3 か月以内の発送が求められております。納品、発送期限を 8 月下旬として見積業者に確認をしましたところ、納品に 2 か月程度はかかるということでして、8 月 1 9 日の納品、2 0 日発送から逆算しまして、6 月下旬には契約して、作成作業に入る必要がございます。記載のスケジュールのとおり、6 月 1 3 日の総務文教常任委員会の付託で御承認いただきましたら、すぐに入札手続に入らせていただきたく、御理解をお願い申し上げます。

なお、入札手続に入らせていただいた場合には、見積入札通知書には、補正予算が成立しない場合、この通知書は無効とするという一文を加えさせていただいて通知をさせていただきますことといたします。

作業内容 4 の委託業務につきましては、令和 7 年度当初予算で計上しておりますシステム改修となります。

改正法施行日の 5 月 2 6 日から令和 8 年 5 月 2 5 日までの 1 年間に、戸籍の振り仮名通知内容に誤りがあった場合に届出をしていただくこととなりますが、内容に誤りがなければ、届出は不要とされております。この届出がされなかった方につきましては、令和 8 年 5 月 2 6 日以降に、職権にて一括にて振り仮名を登録させていただくことになります。そのために必要なシステム改修ということでございます。

以上が戸籍振り仮名通知作成の補正理由に係る追加資料の御説明となります。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（澤田 俊一君） 提案説明が終わりました。

日程の途中ですが、ここで暫時休憩いたします。再開を 1 5 時ちょうどとします。

午後 2 時 4 6 分休憩

午後 3 時 0 0 分再開

○議長（澤田 俊一君） 会議を再開します。

休憩前に引き続きまして、第 5 9 号議案、令和 7 年度神河町一般会計補正予算（第 2 号）の審議を行います。

休憩前に提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ある方。

6 番、吉岡議員。

○議員（6 番 吉岡 嘉宏君） 6 番、吉岡です。グリーンエコー笠形の件で聞きます。

21 ページの委託料で、グリーンエコー笠形グラウンドゴルフ場管理委託料 5 万 6 千 000 円って上がってんですけど、金額は分かるんですけど、どこに、どなたに払うのか、お願いします。

○議長（澤田 俊一君） 高橋商工観光特命参事。

○ひと・まち・みらい課参事兼商工観光特命参事（高橋 吉治君） ひと・まち・みらい課の高橋でございます。委託料をどこに払うのかということでございますが、今現在考えておりますのは、シルバー人材センターのほうへ、例えば、いろんな人材の方がいらっしゃいますので、そういったことにたけた方をできるだけお願いしたいというふうに考えております。以上です。

○議長（澤田 俊一君） 6 番、吉岡議員。

○議員（6 番 吉岡 嘉宏君） 吉岡です。シルバー人材センターで分かったんですけども、打合せというか、水面下でこんなことを考えとんですけど、どうですかというような、そういう打合せももう終わっているんですか。お願いします。

○議長（澤田 俊一君） 高橋商工観光特命参事。

○ひと・まち・みらい課参事兼商工観光特命参事（高橋 吉治君） ひと・まち・みらい課の高橋でございます。先ほど申しましたように、そういった植栽にたけた方ということで、大体、週何時間、また、月に何時間程度、冬の場合、夏の管理の繁茂期とか、いろいろとございますけども、そういったことを総合的に考慮して考えていただけるたけた方ということでは協議のほうはしております。以上です。

○議員（6 番 吉岡 嘉宏君） 分かりました。

○議長（澤田 俊一君） ほかに質疑のある方。

2 番、木村議員。

○議員（2 番 木村 秀幸君） 2 番、木村です。22 ページの一番上のひと・しごと・未来館の駐車場舗装工事、これ、15 台止めれるようにするってなっていたんですけど、今は何台ぐらい止めれるんですか。

○議長（澤田 俊一君） 石橋ひと・まち・みらい課長。

○ひと・まち・みらい課長（石橋 啓明君） ひと・まち・みらい課、石橋でございます。今、中播北部出張所の工事中というふうなところになりますけれども、今現在は 6 台程度、6 台が建物のほうに向かって前後止めれると。あとは、縦列に入れるほどの台数なんで、3 台、4 台ほどですね。もう縦に縦列に並べるしかないというような駐車場の広さになっておるという状況でございます。以上でございます。

○議長（澤田 俊一君） よろしいですか。

ほかに質疑ある方。

3 番、小寺議員。

○議員（3 番 小寺 俊輔君） 3 番、小寺です。21 ページの修繕料のところでは少し教

えてください。提案説明で、スキー場の降雪機のポンプ1,034万円っていうふうにお聞きしたと思うんですけども、私の記憶が間違っていなければ、降雪機用のポンプは、多分、開設当初はユニットごと外国から何か入れられたと思うんです。今回の修繕の内容っていうのは、どういう内容なのかっていうのを教えていただけますかね。

○議長（澤田 俊一君） 高橋商工観光特命参事。

○ひと・まち・みらい課参事兼商工観光特命参事（高橋 吉治君） ひと・まち・みらい課の高橋でございます。今回の修繕につきましては、シーズン終了後の点検において、異音が生じるということから修繕に至るところでございます。では、その内容についてでございますが、原動機やポンプの着脱、また、その芯がずれてる可能性があるということで、芯出しのほうを予定しております。そして、建屋の中にポンプが入ってしまっておりますので、その建屋からポンプを出して工場まで運ぶというところの作業が出てまいります。そういったところから、枠組み、扉からの搬出費用であったり、工場までの搬出、今度入ってくる搬入までの分を含めた金額ということになってございます。以上です。

○議長（澤田 俊一君） 3番、小寺議員。

○議員（3番 小寺 俊輔君） 小寺です。その建屋と一体もんでね、多分、当初はいいものを入れなあかんからいうて、わざわざ外国で一体物を買って運んできてもらって、そのまま設置やったと思うんです。今回、そのポンプだけを外されて芯出しで工場に持っていかれて修繕ということなんですけど、また外国に持っていったんですか。日本で直るんですかね。

○議長（澤田 俊一君） 高橋商工観光特命参事。

○ひと・まち・みらい課参事兼商工観光特命参事（高橋 吉治君） ひと・まち・みらい課、高橋でございます。国内で直す予定となっております。以上です。

○議長（澤田 俊一君） ほかに質疑ある方。

5番、安部議員。

○議員（5番 安部 重助君） 5番、安部です。21ページの13節、グリーンエコー笠形グラウンドゴルフ場クラブハウス使用料ということで9万6,000円上がったんですけども、これ、どこへ支払われるんですか。これ、グラウンドゴルフ場の施設じゃないんでしょうか。

○議長（澤田 俊一君） 高橋商工観光特命参事。

○ひと・まち・みらい課参事兼商工観光特命参事（高橋 吉治君） ひと・まち・みらい課、高橋でございます。このグリーンエコー笠形グラウンドゴルフ場クラブハウスの使用料9万6,000円でございますが、基本的にはDreamaway、グリーンエコー笠形に支払いを予定しております。内容としましては、グラウンドゴルフ場の直営の切替えに伴いまして、グラウンドゴルフ場クラブハウス分の光熱水費等の使用相当分に係る使用料の増額補正ということでございます。内訳を申しますと、電気代相当分とし

まして月1万円程度で、10月から3月を予定しまして6か月分として6万円、そして、浄化槽の使用料相当分としまして月6,000円の6か月で3万6,000円、合わせまして9万6,000円ということでございます。以上でございます。

○議長（澤田 俊一君） よろしいでしょうか。

5番、安部議員。

○議員（5番 安部 重助君） 5番、安部です。これ、グラウンドゴルフ場を町が管理するということで進められていると思うんですけども、なぜこれをDreamawayに支払わなアカンのかということが一つ問題があるんですけども、もし、こういうことをするならば、電気メーターを別につけていただいて、それで、電気代はもうこちらで管理するというような形の方向もいいんじゃないかと思うんですけども、Dreamawayさんは、グラウンドゴルフ場は撤退するということも言われてますんでね、そういうことも聞いてますけども、そういうことを、やっぱりはじめをつけて、そこで線を引かなんだら、やはり、いつまでたっても、また管理状況に問題が出てくるんじゃないかと思うんですけども、いかがでしょう。

○議長（澤田 俊一君） 高橋商工観光特命参事。

○ひと・まち・みらい課参事兼商工観光特命参事（高橋 吉治君） ひと・まち・みらい課、高橋でございます。電気代、また浄化槽の分につきましては、電気代の分につきましては、メーターを、安部議員のおっしゃった分でいいますと、別にしてこりっとしたほうがいいんじゃないかということだと思うんですけども、電気代のメーターをつけるに当たりまして、メーターの取付け設置費、また、それに伴う電線工事の工事代金等を鑑みますと、今現在、電気代相当分をお支払いするのが得策かなというふうに考えております。また、浄化槽の使用料の分につきましては、浄化槽がグリーンエコ全体の浄化槽となっておりますので、そこだけを切り分けて浄化槽の分だけをとということにはできませんで、浄化槽使用相当分につきましては、仮設トイレのくみ取りを基本としまして金額算定のほうをさせていただいております。この際、全て切り分けてということもいろいろと考えましたけども、今現在、一番この方法がいいんじゃないかというところで、今回補正を上げさせていただいております。以上でございます。

○議長（澤田 俊一君） 5番、安部議員。

○議員（5番 安部 重助君） 安部です。今度、付託になるかと思いますが、もう少し詳しくお聞きしますので、ちょっと徹底的に調べていただきたいのは、電気メーターを設置するのにどのくらいお金がかかるかというようなことも考えていかなアカンと思うんですけども、恐らくそんなにむちゃくちゃなことはないんじゃないかなと私は思ってますけども。

それとまた、浄化槽の使用料ですね、これにつきましても、Dreamawayさんが下で支払ってる分プラス、プラスじゃなしに、その幾らかの負担をするということなんですけども、これは何%くらいになるのかというようなことも調べていただきたい

いなというふうに思いますので、よろしくお願いします。

○議長（澤田 俊一君） 高橋商工観光特命参事。

○ひと・まち・みらい課参事兼商工観光特命参事（高橋 吉治君） ひと・まち・みらい課、高橋でございます。2点につきまして、また調べさせて御報告させていただきたいと思います。以上です。

○議長（澤田 俊一君） 安部議員が先ほど質問されたときに、幾らか説明あったんですけども、この使用料の9万6,000円の算出根拠も併せて資料提供をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

ほかに質疑ある方。

6番、吉岡議員。

○議員（6番 吉岡 嘉宏君） 6番、吉岡です。教育委員会関係、聞きます。

22ページで、フリースクールの補助金の関係で、私はええことやなと思っとなですよ。それで、恐らく県費2分の1と町費2分の1で運営をするんだろうとは思いますが、こういったことをしようという経緯ですね、これをやろうといった経緯、いきさつ、ほかの自治体においても、同時にフリースクールについて補助しようというふうになっているのか、その辺のことをお聞きします。

○議長（澤田 俊一君） 児島教育課長。

○教育課長兼給食センター所長（児島 浩司君） 教育課、児島でございます。本事業の導入の経緯について御説明をさせていただきます。

本年度から、兵庫県がフリースクールなど民間設備に通う児童生徒への支援事業を開始されました。この時期が当町の当初予算編成後に分かりましたので、当初予算には盛り込むことができずに、今回の補正予算計上となっております。あわせて、近隣市町の状況でございますけども、郡内の状況を今確認しておりますけども、市川町さんにおかれましては、今年度中に事業開始をされることで今検討されてます。福崎町さんについては、開始の有無について、実施をするかしないかについて今年度検証するというふうに伺っております。以上でございます。

○議員（6番 吉岡 嘉宏君） 分かりました。

○議長（澤田 俊一君） よろしいですか。

ほかに質疑ある方。

安部議員は4回目になると思います。

ほかに質疑ある方。よろしいでしょうか。

〔質疑なし〕

○議長（澤田 俊一君） ほかに質疑がないようです。質疑を終結します。

ここでお諮りします。本案については、総務文教常任委員会に審査を付託したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（澤田 俊一君） 御異議ないものと認めます。よって、第 59 号議案は、総務文教常任委員会に審査を付託することに決定しました。

日程第 21 第 60 号議案

○議長（澤田 俊一君） 日程第 21、第 60 号議案、令和 7 年度神河町ケアステーション事業特別会計補正予算（第 1 号）を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第 60 号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、令和 7 年度神河町ケアステーション事業特別会計補正予算（第 1 号）でございまして、当初予算以降、補正要因が生じたものについて補正するものでございます。

補正の内容は、ケアステーションかんざき専用駐車場用地購入費、職員の人事異動等により増額補正するもので、人件費等を伴う補正のため、一般会計繰入金の増額補正も行うものでございます。これらによりまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 486 万 7,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 1 億 9 万 5,000 円とするものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、健康福祉課長から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（澤田 俊一君） 詳細説明を求めます。

藤原健康福祉課長。

○健康福祉課長（藤原 栄太君） 健康福祉課、藤原でございます。第 60 号議案の詳細について御説明申し上げます。事項別明細書で説明させていただきますので、6 ページをお願いいたします。

まず、歳入でございます。第 3 款一般会計繰入金は、介護療育が 4 億 5 万 5,000 円、在宅医療・介護連携支援事業が 2 億 7 万 2,000 円で、合計 4 億 8 万 7,000 円でございます。

次に、歳出でございます。第 1 款第 1 項 1 目介護療育支援事業運営費で、職員の人事異動により、給料、職員手当、共済費、退職手当組合負担金の増額補正をするもので、計 7 億 8 万 2,000 円の増額補正でございます。

13 節使用料及び賃借料、土地の借り上げ料 1 億 8 万 7,000 円の減額につきましては、病院北にありますケアステーションかんざきの専用駐車場を年間 25 万円で借り上げておりますが、その駐車場用地を購入する予定のため、賃借料を減額するものでございます。

16 節公有財産購入費 400 万円の増額補正につきましては、ケアステーションかん

ざき専用駐車場用地購入費でございまして、この土地につきましては、面積５３１平方メートルで、現在は年間２５万円で借り上げております。当該土地につきましては、土地所有者が売りに出されているということで、引き続きケアステーションかんざきの駐車場として利用し続ける必要がございますので、このたび４００万円で購入する予定でございます。

続きまして、３目在宅医療・介護連携支援事業運営費で、職員手当、共済費、退職手当組合負担金で、計２７万２,０００円の増額補正でございます。

以上、詳細説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いします。

○議長（澤田 俊一君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ある方。

２番、木村議員。

○議員（２番 木村 秀幸君） ２番、木村です。空き家バンクに載っている多分土地やと思うんですけど、これ、価格は５００万と書いてあります。今、先ほど言われたのは４００万、これは値下げしてもらったということですかね。

○議長（澤田 俊一君） 藤原健康福祉課長。

○健康福祉課長（藤原 栄太君） 健康福祉課、藤原でございます。空き土地バンクでは５００万円で売りに出されておりますが、交渉の結果、４００万円で購入するということで御了解いただいております。以上でございます。

○議長（澤田 俊一君） ほかに質疑ある方。

〔質疑なし〕

○議長（澤田 俊一君） 以上で質疑を終結します。

本議案については、総務文教常任委員会に審査を付託した第５９号議案、令和７年度神河町一般会計補正予算（第２号）との関連がありますので、本議案に対する討論、採決は最終日に行います。御了承願います。

日程第２２ 第６１号議案

○議長（澤田 俊一君） 日程第２２、第６１号議案、令和７年度神河町国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第６１号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、令和７年度神河町国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）でございまして、当初予算以降、補正要因が生じたものについて補正するものでございます。

補正の内容は、４月の職員の人事異動により減額補正するもので、人件費を伴う補正のため、一般会計繰入金の減額補正も行うものでございます。これらによりまして、歳

入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ３億９千７百万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１億２億３千５百万円とするものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（澤田 俊一君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑がある方。

〔質疑なし〕

○議長（澤田 俊一君） 質疑ないようです。質疑を終結します。

本議案についても、第６０号議案と同様の理由により、本議案に対する討論、採決は最終日に行います。御了承をお願いいたします。

日程第２３ 第６２号議案

○議長（澤田 俊一君） 日程第２３、第６２号議案、令和７年度神河町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第１号）を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第６２号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、令和７年度神河町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第１号）でございまして、当初予算以降、補正要因が生じたものについて補正するものでございます。

補正の内容は、４月の職員の人事異動により減額補正をするもので、人件費を伴う補正のため、一般会計繰入金の減額補正も行うものでございます。これらによりまして、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ４億５千９百万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ２億２億３千３百万円とするものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（澤田 俊一君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑がある方。

〔質疑なし〕

○議長（澤田 俊一君） 質疑ないようです。質疑を終結します。

本議案についても、第６０号議案と同様の理由により、本議案に対する討論、採決は最終日に行います。御了承願います。

日程第２４ 第６３号議案

○議長（澤田 俊一君） 日程第２４、第６３号議案、令和７年度神河町介護保険事業特別会計補正予算（第１号）を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第 6 3 号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、令和 7 年度神河町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）でございまして、当初予算以降、補正要因が生じたものについて補正をいたしております。

補正の内容は、4 月の職員の人事異動による人件費の増額と、介護保険法改正に係るシステム改修費の増額に伴う補正でございまして、これらによりまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 7 1 0 万 9, 0 0 0 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 5 億 7, 8 9 2 万 8, 0 0 0 円とするものでございまして。

以上が提案理由並びに内容でございまして、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（澤田 俊一君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑がある方。

〔質疑なし〕

○議長（澤田 俊一君） 質疑ないようです。質疑を終結します。

本議案についても、第 6 0 号議案と同様の理由により、本議案に対する討論、採決は最終日に行います。御了承をお願いします。

日程第 2 5 第 6 4 号議案

○議長（澤田 俊一君） 日程第 2 5、第 6 4 号議案、令和 7 年度神河町訪問看護事業特別会計補正予算（第 1 号）を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第 6 4 号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、令和 7 年度神河町訪問看護事業特別会計補正予算（第 1 号）でございまして、当初予算以降、補正要因が生じたものについて補正するものでございまして。

補正の理由は、職員の人事異動による人件費と、訪問看護管理システム賃借料の補正の 2 点でございまして。

まず、1 点目の人件費の補正については、訪問看護事業と病院事業の間において、事務職員を相互に異動させたことに伴うものでございまして。

2 点目の訪問看護管理システムの補正については、システム更新期間を 1 年間延長する運用とし、令和 7 年度の賃借料 1 1 1 万 5, 0 0 0 円を計上させていただくものでございます。

以上、人件費と賃借料をそれぞれ補正させていただき、予備費で調整しておりますので、予算総額に増減はございません。

以上が提案理由並びに内容でございまして。

詳細につきましては、病院総務課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議を

お願いいたします。

○議長（澤田 俊一君） 詳細説明を求めます。

井上病院総務課長。

○病院総務課長兼施設課長（井上淳一郎君） 病院総務課の井上でございます。本議案の詳細説明をさせていただきます。個々に補正内容を御説明申し上げますので、47ページを御覧ください。

補正の理由は、町長が申し上げたとおり、職員の異動等による人件費と訪問看護管理システム賃借料の補正の2点でございます。

まず、1点目の人件費の補正については、正規職員の事務職員を訪問看護事業から病院事業に、会計年度任用職員の事務職員2名を病院事業から訪問看護事業に相互に異動させたことに伴うものでございます。

補正内容は、報酬で459万3,000円増、給料で383万円減、職員手当等で38万4,000円増、共済費で54万6,000円減、旅費で1万2,000円の増でございます。

2点目の訪問看護管理システムの賃借料の補正についてです。訪問看護管理システムは、訪問看護の利用者情報管理、月1回ケアマネや医師に行う訪問看護計画・報告書を作成するシステムで、訪問看護事業を運営する上での基幹システムでございます。平成27年度に初めて導入をしております。5年後の令和2年度に更新をさせていただきました。その更新から5年経過した本年度が更新時期となっておりますが、当初予算への更新費用の計上漏れがございました。大変申し訳ございませんでした。

このたびは、4月に入ってから業者からの問い合わせで発覚したのですが、今後の更新作業に係るスケジュールや更新期間を延長できるかの可否について、また、その場合の費用負担などについて、業者と協議、交渉した結果、令和7年度の更新は見送り、更新期間を1年間延長することにより運用させていただくこととして、賃借料111万5,000円を計上させていただくことといたしました。

このような事態が生じた要因は、管理が十分にできていなかったことであり、大変申し訳なく存じております。令和8年度に改めて更新費用を計上させていただき、円滑運用に努めたく存じておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上、人件費と賃借料をそれぞれ補正させていただき、予備費で調整しておりますので、予算総額に増減はございません。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（澤田 俊一君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑がある方。

〔質疑なし〕

○議長（澤田 俊一君） 質疑ないようです。質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（澤田 俊一君） 討論を終結します。

これより第 6 4 号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（澤田 俊一君） 起立全員であります。よって、第 6 4 号議案は、原案のとおり可決しました。

日程第 2 6 第 6 5 号議案

○議長（澤田 俊一君） 日程第 2 6、第 6 5 号議案、令和 7 年度神河町水道事業会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第 6 5 号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、令和 7 年度神河町水道事業会計補正予算（第 1 号）でございまして、当初予算以降、補正要因の生じたものについて補正するものでございます。

補正の内容は、予算第 3 条の収益的支出の予定額で、4 月の職員の人事異動等に伴い、総経費の給料、手当、法定福利費等で 5 8 1 万 2, 0 0 0 円を増額、予算収支均衡の原則から、5 8 1 万 2, 0 0 0 円を予備費で減額いたしております。

次に、予算第 4 条の資本的支出でも、4 月の職員の人事異動等に伴い、6 万円の減額をいたしております。資本的収入額が資本的支出に対し不足する額 2 億 4 5 6 万 7, 0 0 0 円は、過年度分損益勘定留保資金等で補填いたします。

次に、予算第 7 条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費、職員給与費を 5 7 4 万 6, 0 0 0 円増額し、4, 7 4 6 万 6, 0 0 0 円とするものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（澤田 俊一君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑がある方。

〔質疑なし〕

○議長（澤田 俊一君） 質疑ないようです。質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（澤田 俊一君） 討論を終結します。

これより第 6 5 号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（澤田 俊一君） 起立全員であります。よって、第65号議案は、原案のとおり可決しました。

日程第27 第66号議案

○議長（澤田 俊一君） 日程第27、第66号議案、令和7年度神河町下水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第66号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、令和7年度神河町下水道事業会計補正予算（第1号）でございまして、当初予算以降、補正要因の生じたものについて補正するものでございます。

補正の内容は、予算第3条の収益的支出の予定額で、4月の職員の人事異動等に伴い、総経費の給料、手当、法定福利費等で209万5,000円を増額、予算収支均衡の原則から、209万5,000円を予備費で減額いたしております。

次に、予算第4条の資本的支出でも、4月の職員の人事異動等に伴い、4万円の減額をいたしております。資本的収入額が資本的支出に対し不足する額2億5,797万1,000円は、過年度分損益勘定留保資金等で補填いたします。

次に、予算第7条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費、職員給与費を157万3,000円増額し、4,225万9,000円とするものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（澤田 俊一君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑がある方。

〔質疑なし〕

○議長（澤田 俊一君） 質疑ないようです。質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（澤田 俊一君） 討論を終結します。

これより第66号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（澤田 俊一君） 起立全員であります。よって、第66号議案は、原案のとおり可決しました。

日程第28 第67号議案

○議長（澤田 俊一君） 日程第28、第67号議案、令和7年度公立神崎総合病院事業

会計補正予算（第１号）を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第６７号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、令和７年度公立神崎総合病院事業会計補正予算（第１号）でございまして、当初予算以降、補正要因が生じたものについて補正するものでございます。

このたびの補正は、予算第３条の収益的支出のみでございまして、医師職及び事務職等職員の人件費に係る補正でございます。

まず、医師職ですが、１年間の予定で加古川中央市民病院の外科医師１名を派遣いただくことで調整しましたが、派遣予定の医師から辞退の申出があり、派遣に至らなかったことから、医師１名分を減額。

事務職員については、町一般会計及び訪問看護事業特別会計との間における職員異動と任期付職員の採用による増額。

会計年度任用職員についても、訪問看護事業特別会計との間における異動や退職による減額がその理由です。

これらにより、収益的支出の１項医業費用で２,４９１万８,０００円減額し、病院事業費用を３７億６,４５５万３,０００円とし、予算第７条に定めた議会の議決を経なければ流用することができない経費の給与費を２４億４,２８７万７,０００円に補正いたします。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、病院総務課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（澤田 俊一君） 詳細説明を求めます。

井上病院総務課長。

○病院総務課長兼施設課長（井上淳一郎君） 病院総務課の井上でございます。本議案の詳細説明をさせていただきます。個々に補正内容を御説明申し上げますので、２１ページを御覧ください。

予算第３条の収益的支出です。補正の内容は町長が申し上げたとおり、人件費に係る補正でございます。１目給与費で２,４９１万８,０００円の減額です。その内訳は、１節医師給を６２０万２,０００円減額、４節事務員給を４３４万６,０００円増額、６節医師手当を１,０１５万５,０００円減額、９節事務員手当を１１２万９,０００円増額、１１節賞与引当金繰入額を７５万９,０００円減額、１２節報酬を７５９万３,０００円減額、１３節会計年度任用職員手当を２１７万７,０００円減額、１４節法定福利費を３３５万５,０００円減額、１５節法定福利費引当金繰入額を１５万２,０００円の減額でございます。

２４ページはキャッシュフロー計算書、２５ページから２９ページは給与費明細書でございます。

30 ページを御覧いただきたいと思います。この資料は補足的に添付している説明資料でございますが、ほぼ中段に3条予算の収支差を掲載しております。左から2列目の当初予算時には、費用が収入を3億1,100万8,000円上回ることでございましたが、このたびの補正により、右から2列目、予算現額計の列を見ていただくと、2億8,609万円のマイナスとなり、費用が収入を上回ることに変わりはございませんが、収支差が少し縮まった状況でございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（澤田 俊一君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑がある方。

9番、藤原議員。

○議員（9番 藤原 資広君） 9番、藤原です。医師の派遣の分で、お断りになった、もし理由が分かれば教えていただけますか。

○議長（澤田 俊一君） 井上病院総務課長。

○病院総務課長兼施設課長（井上淳一郎君） 病院総務課の井上でございます。加古川中央市民病院としての思いは、外科医師に内視鏡などの経験を積ませたいという思いがあったようでございますけれども、派遣予定の医師からその理由はこちらは聞いておりませんけれども、辞退の申出があったというところまではお聞きをしております。以上でございます。

○議長（澤田 俊一君） よろしいですか。

ほかに質疑がある方。

〔質疑なし〕

○議長（澤田 俊一君） 以上で質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（澤田 俊一君） 討論を終結します。

これより第67号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（澤田 俊一君） 起立全員であります。よって、第67号議案は、原案のとおり可決しました。

○議長（澤田 俊一君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

ここでお諮りします。委員会に付託した議案審査のため、明日から6月16日まで休会にしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（澤田 俊一君） 御異議ないものと認めます。

よって、委員会に付託した議案審査のため、明日から6月16日まで休会と決定しました。

次の本会議は、6月17日午前9時30分再開とします。

本日はこれで散会とします。お疲れさまでした。

午後3時43分散会
